

社会情報学

第12巻3号 2024

【原著論文】

リスク概念の構造：現象学の視座からリスクを理解する

甘利康文

決算発表日の分散に寄与する企業特性の解明

—財務報告に対する企業の認知に着目して—

記虎優子

【研究】

刑務所ラジオにみる「承認」のコミュニケーション

—受刑者とDJへのインタビューから

芳賀美幸

【書評】

遠藤薫／山田真茂留／有田伸／筒井淳也編

『災禍の時代の社会学——コロナ・パンデミックと民主主義』

岡野一郎

ユッシ・パリッカ著，梅田拓也／大久保遼／近藤和都／光岡寿郎訳

『メディア考古学とは何か？——デジタル時代のメディア文化研究』

飯田 豊

猪原健弘著『入門GMCR—コンフリクト解決のためのグラフモデル』

岩井 淳



目 次

【原著論文】

リスク概念の構造：現象学の視座からリスクを理解する

甘利康文…… 1

決算発表日の分散に寄与する企業特性の解明
—財務報告に対する企業の認知に着目して—

記虎優子…… 19

【研究】

刑務所ラジオにみる「承認」のコミュニケーション
—受刑者とDJへのインタビューから

芳賀美幸…… 37

【書評】

遠藤薫／山田真茂留／有田伸／筒井淳也編

『災禍の時代の社会学——コロナ・パンデミックと民主主義』

岡野一郎…… 55

ユッシ・パリッカ著，梅田拓也／大久保遼／近藤和都／光岡寿郎訳

『メディア考古学とは何か？——デジタル時代のメディア文化研究』

飯田 豊…… 59

猪原健弘著『入門GMCR—コンフリクト解決のためのグラフモデル』

岩井 淳…… 61

原著論文

リスク概念の構造： 現象学の視座からリスクを理解する

Comprehending Conceptual Structure in Risk Through Phenomenology

キーワード：

リスク, 概念, 汎化, 現象学, 構造

Keywords：

Risk, Concept, Generalization, Phenomenology, Structure

セコム株式会社 IS研究所 甘利康文

Intelligent Systems Laboratory, SECOM CO., LTD. Yasufumi AMARI

要約

リスクの概念に関しては、先行研究において多くの検討がなされているものの、現状、広く一般的に受け入れられているリスクの概念や定義は存在しないとされている。リスクは概念であり自然界に存在するものではないため、一般的な科学の考え方では、リスクの本質、すなわち「リスクとは何か」は追究しきれない。このことは、経営実務上の課題としてリスクを扱うリスクマネジメントや、工学的にリスクを扱おうとするリスク工学のありようにも影響を及ぼしている。この問題に対する解決の糸口を示すために、本検討では、現象学、およびそれを基盤とする科学の理路によって、分野や種類を特定しない形で、人が「リスクがあると感じる」場合に共通する「そう感じさせる構造」の抽象を試みた。リスクの構造は、意識に「(1) 周りから影響を受けたくないこれからのストーリー」があり、そして「(2) インシデントによって、そのストーリーの進み行きが影響を受けて、想定通りに進まなくなるかもしれない」という観念（臆見）があることに集約される。前者のストーリーが「リスクが存在するための前提」、後者の観念が、私たちが、一般に「リスクと呼んでいるものの本質」である。この新たな視座は、リスクに関係する学術、そしてリスクマネジメントやリスクコミュニケーションなどの実務におけるパラダイムシフトのきっかけとなり得る。

原稿受付：2022年12月26日

掲載決定：2023年11月1日

Abstract

Although there have been many studies on the concept of risk in previous research, there is no widely accepted concept or definition of risk. Since risk is a concept and does not exist in nature, its essential nature cannot be pursued in ways that are generally considered scientific. This has implications for risk management and risk engineering. To solve this problem, we attempted to abstract the structure that makes people feel a particular way, which is common when people feel that there is risk in a way that does not specify the field or type of risk, through phenomenology and non-conventional science based on it. The structure of risk from the perspective of the perceiver can be summarized as (1) having a future story that the perceiver does not want to be influenced by surroundings and (2) holding a personal belief, doxa, or conjecture that an incident may affect the progress of that story and prevent it from going forward as expected. Having a future story is the premise for the existence of risk, while holding a person belief about the story's progress is the essential nature of what we generally call risk. This new perspective could trigger a paradigm shift in risk-related academia and practices, such as risk management and risk communication.

1. はじめに

現在、リスクに関する組織マネジメントの標準指針 (JIS, 2019) はあるものの、「広く一般的に受け入れられているリスクの概念や定義は存在しない」(松下, 2018・木下, 2016など) とされている。

リスクを一般化して考える検討としては、「ある主体の将来の損害の可能性のうち、その主体による可制御性が大きいもの」(ルーマン, 2014より要約) をリスクと位置づける提案や、変動する世界の状況との対比によるリスクの考察 (ギデンズ, 2004), そしてベック (1998) による「リスク社会」概念の提案などの社会学からのアプローチがある。しかし、これらのリスク社会学に分類される論考では、「社会の中でリスクがどのようにあるか」(How) の検討が主であって、「リスクとは何であるか」(What) に関しては、必ずしも十分に検討されているとは言えない。

この状況に対し、本研究では、問題の本質とその解決の方向性を示した後に、その方針に従って汎化したリスクの概念・定義 (What) に関する、広く一般に受け入れられ得る仮説を構築、提案する。

リスクマネジメントの指針 (JIS, 2019) では、すべきことの最初に「リスクの発見」がある一方で、それには困難が伴うことの指摘 (前田, 2010) がある。その原因の一つには「リスクとは何か」が明確にされていない現状があるものと考えられる。混沌から正体が明らかになっていない対象を探することは、論理的に不可能だからである。世で行われているリスクマネジメントの実務 (仁木, 2009など) が、恣意性のくびきから逃れられない状況が発生する背景には、この背理があるものと考えられる。

リスク概念の正体が定まらない現状は、「リスクに関する知見を共有・共考しつつ、問題解決の合意にいたるための最適な方向性を探る実務」(木下, 2016より要約) であるリスクコミュニケー

ションにおいても問題となる。概念が一意に定まらず、理解が人それぞれであるリスクに関する情報をいかに交換しても、それらを止揚 (Aufheben) した合意 (Consilience) や問題解決に達することが難しく、各論列挙に留まることが多いからである。

これらの状況は、世におけるリスクに関する実務が、未だに勘と経験によるアート (熟練, 技芸) の領域にあり、また学術においては、(任意の状況に当てはまる) リスク概念それ自身の体系的な知、すなわちサイエンス (学) は、今においても成立していないことを示している。

現在のリスク学 (日本リスク研究学会, 2019) やリスク工学 (筑波大学, 2022) が、「○○のリスク」のような形で、分野を特定した具体的な事故の扱いを考えたり、曖昧性を扱う数理的ツールの研究をしたりなどの各論中心の検討になっている要因の一つに、このリスク概念それ自身の知の体系が成立していない状況があるものと考えられる。

本研究が目指すところは、現象学という思考法を使うことで、この状況を打開し、リスクの総論を体系化して「リスク」という言葉で表されている概念を科学的に考えるための入口を示すことにある。

2. リスク同定に内在する問題

安全のための国際規格 (ISO, 2014) において、リスクは「危害の生起確率とその危害の程度の組合せ」とされている。また、保険数理の分野には、対象となる事故の生起確率と、なんらかの手段で評価したその影響度 (危害の程度) の積、すなわち影響度の期待値をリスクとする定義がある。実際、産業安全や保険などの実務では、リスクはインシデント⁽¹⁾の生起確率とその影響度の2つの視点から評価されており、リスク学においても、これら二つは、なかば金科玉条のように捉えられて

いる。

しかしながら、リスクを考える際のこれらの視点には、それぞれ次のような課題が残っている。

2.1 「生起確率」に関して

国際規格や保険数理の考え方にある生起確率は、系の普遍性、すなわち統計的性質の不変性（エルゴード性）の前提の下で意味を持つ。「サイコロの性質が変わらないこと」が前提になっているということである。

物理的に起きる事故などのインシデントを考える場合、系の統計的性質の不変性は相当程度まで仮定でき、相当数の母数を前提できることも多い。そのため、その生起確率は（頻度主義的観点から）科学的に同定できることが多い。事故や災害、疾病などの保険は、この前提と、統計が意味を持つ規模の母数の下に商品として成り立っている。

一方、人の振る舞いや、世の動向の影響を受ける犯罪や風評などの人の恣意性が関係する分野では、系の普遍性（統計的性質の不変性）は前提できないことも多い。系の普遍性を前提出来ない場合では、たとえ「これまで」（過去）の実績から確率を算出したとしても、必ずしも「これから」

（未来）を言い当てるものにはならない。投げるたびに形が変わり、面の数さえも決まらないやわらかい粘土のサイコロでは、確率で未来を語ることは難しい。

また、過去に全く起こったことがない事象や、対象として特定できない事象の場合、すなわち確率 $P(E)$ の E が特定できない場合においては、過去の実績から確率を求めることはできず、それを基にリスクを考えることもできない。

リスク概念の背景には、過去・未来に関する時間の構造が隠れている。過去の本質は「これまで」に起こった事象（出来事）に関する記憶（知識）、記録、痕跡」にあり、また、これらの情報を基にして「私たちが勝手に頭の中に拵えた、自らが関係するこれからのストーリーに関する思い込み」

が未来の本質である（6.4節）。リスクを考える際に、この時間の構造が、いつの間にか忘れられている。リスクを考えることは、基本的には、所与の「これまで」のインシデントの知識（過去の情報）をよすがに、「これから」（未来）のインシデントに思いを馳せることである。そのため、リスクを考える際には、所与の情報（意識に上らないアプリアリナ知識、前提⁽²⁾）には十分に気をつける必要がある。

2.2 「影響度」に関して

国際規格や保険の分野で、リスクを構成するもう一つの要素が、インシデントの影響度、すなわち、それによる価値の毀損である。これは、金銭尺度で評価されて損失額で表されることが多い。価値の毀損が、売買時の合意で決まる値段のように、関係者の価値観による恣意的な評価の対象になっている（甘利，2018）ということである。

価値の毀損を考察するためには、「価値とは何か」（甘利，2021a）を知る必要がある。一方で、世におけるリスクの議論の多く（日本リスク研究学会，2019）は、その検討を棚上げにしており、リスクを定量化し、数理モデル（数式）にのせて理解する多くの検討では、リスクが影響を及ぼす価値、そしてその毀損の大きさを、所与の変数として扱っており、価値とは何か（Axiology）には触れていない。

価値は客観的、自然的なものではないため、同じ対象の価値が、人や状況によって異なったものとなる。そのため、価値とは何かは一般に科学と考えられている手法では追究することが難しい。リスクの検討の際に、インシデントの生起確率に主眼がおかれ、その影響度（価値の毀損）の検討がおざなりになっている現状は、これが遠因となって生じているものと考えられる。

3. 「リスク概念の構造」追求のための糸口

リスクは、無人の世界では存在し得ない概念であり、自然界に存在するものではない。このような対象の本質を模索する学の体系が哲学である。本研究では、分野や対象を特定せず、抽象化した形で科学的に「リスクとは何か」を考えるために、哲学を援用して検討を進める。その理由は、竹田(2020, P169)による整理が解りやすい。以下に、抜粋して紹介する。

- ・哲学のテーブルでは、「探求されるべき問い」、たとえば「世界とは何か」といった問いが示される。この「とは何か」という問いは「あることからの本質を誰もが納得できる言葉によって説明せよ」ということを意味する。
- ・哲学者は何らかのキーワード(原理)を置いてこの「本質」を示そうと試みる。
- ・哲学の原理とは、どのような言葉が「ことからの本質」をもっともうまく説明できるかを求めるものであって、何が真理かを示すことではない。

人により理解が異なるリスクという概念に関しては、自然科学的な事実や真理は追究できない。私たちが追究できるのは「言葉による、誰もが納得できるもっともうまい説明」、「普遍性のある共通理解」である。これが、本研究で、総論的に「リスクとは何か」の本質を検討するにあたり、哲学を援用して考える理由⁽³⁾である。

本研究では、認識に関する哲学である現象学と、それを基盤とする科学の考え方(現象学的科学論)を道具にして、分野を特定せず、抽象化した形で「リスクとは何か」についての本質を考える。簡単に言えば、分野や種類によらず、人が「リスクがある」と感じる場合に共通する「人にそう感じさせている」妥当な(共通理解に足る)構造を見出し、仮説構築を試みるということである。

そして最終的には、リスクの総論をアートの領

域から解き放ち、サイエンス(学)の対象とするための端緒を開こう、リスクと呼ばれる対象を、汎化した観点から工学的に扱うための手がかりを示そう、さらに実務的には、リスクマネジメントやリスクコミュニケーションなどのリスクにまつわる仕事を、現状の勘と経験の世界から解き放つための足場を築こう、ということである。

4. リスクの総論的な体系化が難しい理由

現代人は「自らの外側に広がる世界を、視覚、聴覚などの知覚によって認識している」という考えに捕らわれている。それは、あまりにも当たり前で、自覚されることもほとんどない。「自分の周りの世界に、認識される客体があり、認識する主体である意識(主観)が、それを客観として理解している」というこの考え方、デカルトによる二元論は、近現代の科学技術を進歩させる基盤となった。今の社会は、基本的にこの考え方(自然的態度)の上に構築されている。

実体のある存在に関わる事象の認識は、同一条件下では、人によって大きくは変わらない。そのため、ある一人の認識、理解をベースに論を展開しても一般性は失われない。いわゆる科学は、これを前提に成り立っている。

一方、二元論は、人の意識という認識主体は、客体を正しく把握できるのかという、認識に関する一大問題を生じさせた。概念や感覚、価値などの「実体をもたない存在」が認識対象(客体)の場合、認識主体である意識(主観)がもつ感覚、すなわち認識は「人それぞれ」となる(竹田, 2020, P79)からである。形を持たない存在が対象(客体)の場合、ある一人の認識を一般化して、万人が納得できる知見(科学的な知)、いわゆる学にしようとしても、一筋縄では行かないのはこれが理由である。

リスクを考えることは、「まだ起こっていないインシデント」を考えることである。この客体は、

まだ起こっていないがゆえに実体を持たない。それゆえ、その認識は人それぞれ、異なるものとなって、二元論によって立つ今の科学の考え方でリスクを扱うことを難しくしている。現代社会が基盤としている二元論による体系だけに頼っているのは、リスクの正体、その本質は捉えきれないということである。現在行われているリスクの検討の多く（日本リスク研究学会、2019など）は、大なり小なりこの陥穽に嵌まっているものと考えられる。

5. リスクを理解するための考え方⁽⁴⁾

5.1 現象学というフレームワーク

二元論に対して、外の世界を前提しない認識の考え方（哲学）がある。フッサールが案出、体系化した現象学である。

認識の主体である意識は、肉体の外に出ることができない。そのため、私たちの意識は、本当の意味の客観（外の世界）を知ることはできない。

一方で、肉体に幽閉された意識には、目や耳などからの外の世界の知覚や、記憶、無自覚的知識などから様々な情報もたらされて、それが「立ち現れる⁽⁵⁾」。現象学では、この意識への立ち現れ（現象）を主役に、主観（意識）がそう感じていること（内在）が原因となって、主観に、外の世界が「そうであるという思い込み（超越）」を抱かせる結果をもたらす、とする考え方（現象学的態度）を採る（竹田、2020、P72）。そのうえで、外の世界が客観的にどうかということを考えの範疇に入れずに、私たちの意識における「それ」に関する立ち現れ（現象）、すなわち意識が感じている「それがそれだという感じ：感覚質（クオリア）」のみを対象として（現象学的還元）、私たちに「そう感じさせているそもその構造（本質）」は何かを見出していく（本質観取）。

二元論では、外の世界に「認識される存在が客観的にあること」を前提とする必要がある。それゆえ、客観であるはずの存在の認識が人により異

なるものになった場合、誰の認識をもとにその存在を理解すれば良いのかが問題となり、その正体を見出すことはできない。

一方、「意識に立ち現れる感じ」を主役として、その感じ、すなわち「確かにそうだという思い」を意識に生じさせているものとは何かを追い求める思考法である現象学では、「人の意識にその感じをもたらしている構造」だけを追究すれば良いのであって、外の世界に客観としての存在があることを前提する必要はない。客観的な事実ではなく、「どういう構造が、私たちの意識に、その外の世界に関する確信（その感じ、内在）を生じさせているか」を追うということである。

5.2 客観を前提しない科学論

本研究では、概念であって外の世界に実体を持たないリスクを対象として、その本質を科学的に考えるために、「外の世界に客観があることを前提としない認識の考え方」である現象学を基盤とする構造主義科学論（池田、1998・2006）と構造構成主義（西條、2013・2005、桐田、2009）を「現象学的科学論」と位置付けて、検討の道具として使う。

構造主義科学論は、科学を「人々の意識に立ち現れる（複数の）現象（内在）から、同一性（同形の構造）を見出し、それをコトバ（何らかの表現手段、シニフィアン）で言い表す（コードする）営み」としている。なお、ここで言うコトバには、例えば「赤」のような感覚を表す（定性的な）自然言語となる場合、イラストやダイアグラムなどの図、表やグラフになる場合、また $f=m \cdot d^2 r / dt^2$ 、 $2H_2 + O_2 \rightarrow 2H_2O$ 、♂♀のような形で、数式や記号になる場合などの様々な形態がある。

構造主義科学論の延長線上に、人間の恣意性が大きく関わり、理解が人それぞれになる、人文や社会などの分野の対象までも科学的に扱うために提唱された理路が構造構成主義である。構造構成主義は、認識において「モノゴト（の現象）は、

その人間の関心に相関する形で意識に立ち現れ（理解され）る」という関心相関性（西條, 2013・2005）を主張する。ある複数の対象から同一性を見出すためには、その対象が意識に立ち現れてくるように、注意を向けなければならないということである。そして、この関心には、「なんらかのきっかけ（契機）によって、そのあり方や強さが変わる特質」、契機相関性（桐田, 2009）があるとする。これら2つの相関性は、人の恣意性を内含したリスクという概念を言い当てる、すなわち納得性を伴った共通理解を作るために、特に有効に機能する（6.4節）。

客観は無いとする現象学では、客観性に代わって、「他者も、そう感じている、そう理解しているに違いないという確信」である間主観性という概念が提唱されている。

構造主義科学論では、間主観性の成立要件を「現象から同一性を引き出すやり方の同形性」としており、本研究では、これを「意識への立ち現れに至る過程の物語性（文脈性）」と位置付ける。構造構成主義では、これをさらに形式化し、検討の際の条件開示が、間主観性を成立させ、広義の科学性を担保するための要件であるとしている。

本研究で、リスクに関する仮説を案出するにあたっては、広義の科学性である間主観性の担保のために、その際のやり方、「文脈を伴う物語としての考え方の流れ、シナリオ」を明示するという形での条件開示を行う。

現象学的考察（本質観取）で得られた、広く間主観性が成立する妥当な（納得性を伴う）理解、モデルを、当たり前のことと捉える向きがある。これは、「本質を言い当てたものほど了解の強度が高く、当たり前（自明）に思える」（西條, 2017）ことによる。肉眼で視認する際の、当たり前だという感じ、自明性は、意識に立ち現れた視覚イメージ（現象）の強い間主観性によりもたらされている。「自分の目からもたらされた意識への立ち現れ」に対する強い間主観性、当たり前

という感じ（超越）の大本には、立ち現れに至る過程の物語性が大きいこと、すなわち「立ち現れに至る過程」に矛盾が感じられず（文脈性）、了解性の強度が高いこと、疑う余地の少なさがあるということである。

なお、ここでいう文脈性の例には、目の位置を動かすなどの運動感覚（キネステーズ）と相関する形で、意識に立ち現れる視覚イメージが、時間的な前後関係に矛盾の無い状態（物語性）を保ちながら連続的に変化すること（体験流）などがある（竹田, 2020, P103）。

6. 現象学的に観たリスク概念の構造

6.1 リスクの同定・マネジメントの構造モデル

「リスクを考えることは、基本的には、所与の、これまでのインシデントの知識（過去の情報）をよすがに、これから（未来）のインシデントに思いを馳せることである」（2.1節）という一文は、リスク同定（実務においては、リスクの発見）、リスクマネジメントと呼ばれる営為に共通する同一性（構造）を、分野を特定せずに表現（コード）した自然言語モデルである。図1に、この構造の模式図を示す。

「こういうリスクがある」と考えること、すなわちリスクの同定とは、既に起こった過去のインシデント（事象1～N）の情報を所与のものとして、そこに基盤となる知識と数多くの前提を加味して、インシデントに関するモデルを構築することである。これは、これまでに起ったインシデントに関する同一性の体系を作り出すことと同義である。別の言葉で言うと、リスクの同定とは、（これまでの）インシデントに関する科学（Science）のことであるとも言えよう。また、リスクマネジメントとは、このモデル（インシデントの同一性に関する知見）をベースに、さらに多くの、時に恣意的な前提をおいて、未来（これから）に発生する可能性のある（未だ起っていない）インシデ

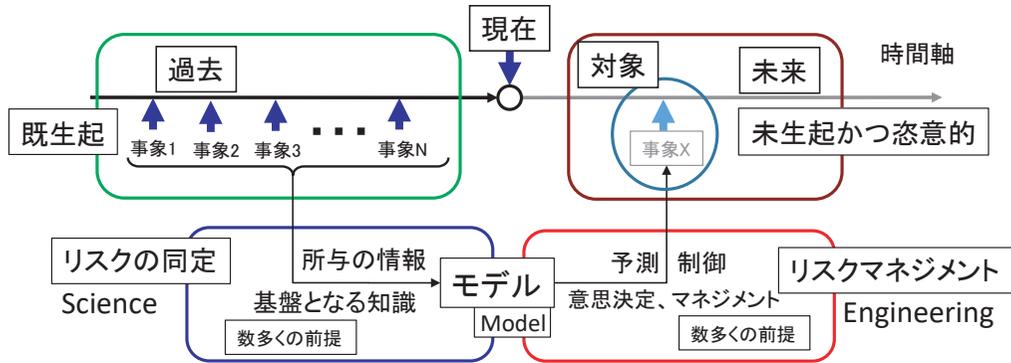


図1 「リスク同定」および「リスクマネジメント」の構造

ント（事象X）を予測，制御しようとする営為（ときにエンジニアリング）のことである。

本論文の要諦である本章においては，図1に示した構造を出発点として，リスクと呼ばれる概念そのものに対して，現象学的科学論の手法を適用，そこに潜む同一性（共通構造）を見出そうとする（本質観取）。これが，本論文の副題にある「現象学的視座からリスクを理解する」という方向性である。これをかみ砕いて言うと，「人が，リスクがあるというときに，その人物にそう感じさせているものは何かという，リスクというコトバが使われる全ての場合に共通する構造を見出して，それをコトバによってモデリング（コード）しようと試みる」ということである。

6.2 リスクの一般的理解が抱える矛盾

リスク学事典（日本リスク研究学会，2019）に「日常生活に潜む身近なリスク」（P24），「世の中には様々なリスクが存在する」（P26）などの表現があることから解るように，一般のリスクの理解は，主観と客観の一致を暗黙の前提にした通常の科学の考え方が基盤であり，「客観的に存在する客体（リスク）を認識主体（意識：主観）が認識する」という「主観・客観の構図」（二元論）が前提となっている。

しかしながら，4章でその構造的な理由の一端を示したように，一般のリスクの理解，「はじめ

にリスクという存在があって，それを知覚（認知・認識，発見）したものがリスクである」（中谷内，2012・JIS，2019など）という二元論に基づく一般的な考え方，自然的態度は，リスクの理解として必ずしも妥当なものではない。その事例を以下に示す。

2016年の熊本地震の直後，街を歩くライオンの（偽の）写真と共に「動物園からライオンが逃走した」旨の偽情報（デマ）がSNSに流されるといった事件があった（河野，2020）。このデマは「ライオンが街にいる」という（現実とは違う）知識（思い込み）となり，「ライオンに襲われる」というインシデントの可能性（リスク），すなわち「そうなるかもという思い」を想起させて，人々を不安におとしめるに至った。この事件は，偽の情報による知識が大本となって，二元論的には存在しないはずのリスクが生み出された事例になっている⁽⁶⁾。

また，雨天は，天日干しの干物の加工業者にはインシデントであり，その可能性はリスクとなる。一方，全く同じ事象が，湯水で困っている農家には望むところで，そうとはならない。

「まずリスクが客体として在り，人はそれを同じように認識する」という二元論的な考え方（科学一般が前提とする自然的態度）では，これらの事例の合理的な説明はできない。

6.3 知識：「リスクの存在」理解のための前提

人は、(対象となる) 事象、インシデントに関する自らの知識がある範囲でしかリスクを考慮することができない。その知識(図1の「モデル」)は、経験や伝聞、記録や教示などにより、これまでに同様のインシデントが既に起こった、もしくは起こり得るという情報がもたらされたことで形作られている。

その一例が、北米大陸の西海岸北部で数百年おきに起こっていることが近年になって判明した、カスケード地震のリスクである。日本の古文書にあった1700年の津波の記録から、その地震の詳細が明らかにされ、情報としてもたらされた(Satake, 2003・都司, 1998・Atwater, 2015) ことで、はじめて「そのリスクはある」ものと認知された。

さて、ここで「リスクがある」という理解の前提となる「個としての知識の何たるか」を整理しておこう。人の悟性(Understanding)の一つである知識も、自然的な実体を持たない概念であることから、その理解は、人によって異なるものとなる。それゆえ、現象学的に「知識とは何か」を整理し、主観性が成り立つ妥当な合意を得ておくことは、リスクの存在、そのあるなし、そして、それがどうあるかに関する検討の際の要件となる。

現象学的に観た個人の知識の本質、すなわちある人物が「自分にはその知識がある」、「自分はそれを知っている」という場合に共通する構造とは、その人物が、対象の情報がもたらされたことによって構成された、その対象についての思い込み(Belief)としての臆見(Doxa)を持っているということである。本研究は、現象学を基盤としており、客観があるという考えを採らないことから、ある個人のすべての知識は、「情報がもたらされたことで意識に構成されたその人物の思い込み、臆見である」という立場を採る。

たとえば、リスクと関係が深い「信頼」という概念も、対象となる人物や組織の性質が不変という前提の下、「その人物や組織が誠実に対応して

くれた」という(複数回にわたる)情報がもたらされたことで意識に構成された、その人物や組織に関する、そうであるに違いないという理解(Understanding, 悟性)としての知識、思い込みである。

6.4 リスクはどう構成されるのか

結論を先に言えば、リスクとは「未来に起こる可能性がある事象がインシデントとなって、自らが恣意的に想定した、何らかの目的をもったこれからのストーリー⁽⁷⁾に影響を与える可能性がある」という、事象(出来事)、及びインシデントに関する個人の思い込みである。この思い込みがリスクとして意識に立ち現れてくる過程を図2に示す。なお、ここで言うインシデントとは、事象(出来事)のうち、ストーリーに影響を及ぼすもののことである。

リスクとは、「①これまでの状況、そして目の前(ごく直近の過去)の状況の知覚として個人の意識にもたらされる情報」、「②その個人に過去にもたらされた情報(学習)によって構成された知識(思い込み)から引き出された情報」、そして「③自らが(恣意的に)措定した(数多くの)前提からくる情報」、これらから、何らかの「④きっかけ(情報)」が与えられたことによって構成されて、「⑤この事象は起こり得る、そしてインシデントとして自分が関係するこれからのストーリーに影響を与え得るという、(個人としての)思い込み」として私たちの意識に立ち現れてくる構成的内在である。

一例を示そう。①異常高温が多いという実感、②気候変動に関する学習、③同じ傾向が続くという前提、これらによる事前知識(悟性的な理解)があるところに、④スーパー台風や海産物不漁などの(事象Tの)、感性に働きかける情報がもたらされることで、人の意識には、⑤「このままだと自分の周りでも温暖化が原因の災害(事象F, インシデント)が起こり、自分を含む、子孫など

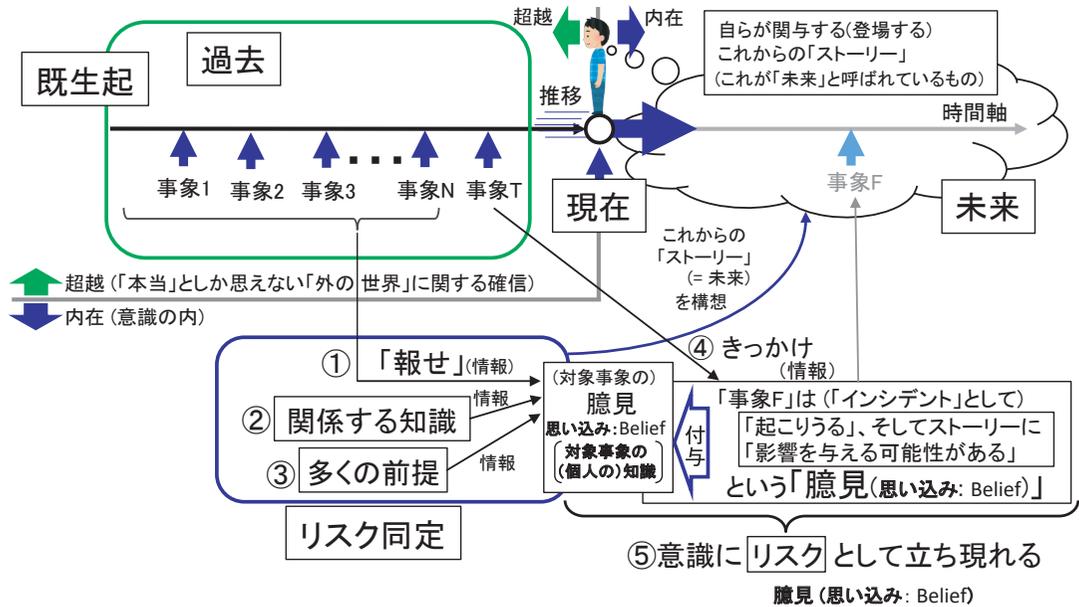


図2 意識における「リスクの立ち現れ」の構造

の関係する人々のこれからの悪影響があるかも」という思い込みが立ち現れてくる。これが「地球温暖化リスク」という名のリスクである。

「対象の情報をもたらされたことによって構成された、その対象に関する思い込み」が知識の本質であることから、①～④の情報から構成された、まだ起こっていないインシデントに関する思い込みであるリスクも、その本質は「個人の知識」である。それゆえ、リスクには外の世界における客観的な実体はない。当然ながら、リスクは、何らかの実体を伴って現れ、自分の構想したストーリーに影響を及ぼすものとして知覚されるようになった段階で、既に起こった過去のインシデントとなり、リスクと呼ばれる存在ではなくなる。

このような属性のリスクが、どこに、どう在るのかを強いて二元論的に言えば、「私たち一人ひとりの意識に立ち現れて、それが在るという理解に至ったものとしてある」ということになる。

リスクは、思い込みとして個人の意識に現前する立ち現れ（現象）である。5.2節で紹介した「現象の関心相関性」から、これはその個人の関心に

相関する形で現れる。そして「関心の契機相関性」から、その関心も、何らかの「情報をもたらされ」というきっかけにより意識に現れたものである。

この関心は、当事者の意識に、(平時における) これからのストーリーがあるがゆえに出現する。そして、そのストーリーも、その「当事者にもたらされた①～③の情報」を素材に、何かを契機として恣意的に描かれている。その意味で、構造構成主義の「現象の関心相関性」と「関心の契機相関性」は、リスクのありように大きく関わってくる。

このような構造を持つリスクが構成されていく過程の重要な要素が、時間軸上を過去から未来に時間推移と同じ速度で動いている「現在」という名の乗り物である。私たちは、この乗り物に後ろ向きに「過去だけが見える」向きを向いて乗っている。世界におけるすべての出来事(事象1～N)は、時間推移と同じ速さで未来から過去に繰り返され続け、私たちの意識の眼前に「本当としか思えない姿」(超越)を現し続けている。私たち(の意識)は、このような形で、「新たに過去のものになった事象」が常に書き加えられる「変化を続ける過

去」という風景しか見ること（直観）ができない。そして、この過去の風景（過去のストーリー：歴史）は、「起こった事象（出来事）に関する記憶（知識）、記録、痕跡」として情報の形で残される。

一方、未来の風景は、たとえそれがどんなに直近であったとしても、「過去の出来事の情報に基づき、私たち一人ひとりが頭の中で勝手に予想した予見としてのこれからのストーリー」である。私たちは、全ての出来事に関し、自分が見ること（直観）ができた直近の過去（超越）と、知識にあるその出来事の知見をベースに、見ることができない未来を予見しつつ日々を過ごしている。これは、時間の推移に伴って常に更新される「①過去の様々な出来事に関する情報」を所与のものとして認め、そこに学習などで形づくられた、「②個人としての知識から意識にもたらされる、対象となる出来事に関連する情報」、そして「③多くの前提を恣意的に仮定することによる情報」を統合することで、これから起こるであろう未来、すなわち「自らが関係するこれからのストーリー」を恣意的に構想し、そしてさらに、その「ストーリーに影響を与え得る、起こるかもしれない出来事（事象F）、すなわちインシデント」に関する思い込みを、頭の中（意識）に拵えつつ日々過ごしているということである。

人は、意識への立ち現れであるその思い込みを元に、さらに多くの前提をこれもまた恣意的に設定し、予想したまだ起こっていない（未来の）出来事（事象F）が、ストーリーに影響を及ぼさないように制御しようとしている。これがリスクマネジメントという営為の本質的な構造である。

6.5 リスクが構成されるプロセス

本節では、「インシデントが、自らが恣意的に構想したこれからのストーリーに影響を与えるかもしれない」という思い込みであるリスクが立ち現れるプロセスを考察する。

リスクが、ある個人の意識に立ち現れるために

は、その自覚の有無は別として、自分で描いた「自らが関与する（多くは、自らも登場する）これからのストーリー」がある必要がある。このストーリーのシナリオは、意識にもたらされる①～③の情報を基に恣意的に描かれる。これがあってはじめて、人は、「その進み行きに影響を与え得る、今後起こるかもしれない未来のインシデント（事象F）」に関心が向く。構造構成主義のいう関心相関性から、当事者に関心（ストーリー）がなければ、外の世界でどのような事象が起こる可能性があるろうとも、またその事象が実際に起ころうとも、当事者にとっては関知しないことであり、それはリスクを構成する未来のインシデント（事象F）にはならない。

たとえば、月における地震という事象は、月面にこれからのストーリーを持つ人間がほとんどいないため、一般にはインシデント（事象F）として意識に立ち現れてくることはない。一方、月にスムーズに進み行かせたい、月面探査などのストーリーを持つ人間がいた場合、月における地震は、その人物の意識にはリスクを構成するインシデントとして立ち現れるものとなる。

なお、ライオン逃走の偽の情報によるリスクの例(6.2節)で示したように、このインシデント（事象F）も、意識にもたらされる①～④の情報を基にした意識への立ち現れ（内在）であって、外の世界のもの（客観）ではないことに注意が必要である。

リスクは、意識にもたらされる①～③の情報から構成される個人の知識（対象となる事象に関しての思い込み、臆見）として、その最初の姿を現す。ただし、この段階は、もたらされた情報が(図1に示した事象の「モデル」の形で)悟性的に「頭で理解された状態」(Understanding)、すなわち過去に起こり、これから起こり得る事象に関する知識がある状態である。これは、リスクが（本当の）「リスク」になる前の前駆段階で、この段階では「リスク」としては自覚されず、そう呼ばれ

ないことも多い。これの一例が、ある病気のことを知識として知っている状態である。

リスクが「リスク」として（決定的に）立ち現れるためには、この前駆状態に対して、例えば友人がその病気に罹患したというような、何らかの④きっかけとなる情報をもたらされる必要がある。そのきっかけが、これからのストーリーの進み行きへの関心を惹起し、その関心が、意識に「それ（事象F）は本当に起こり得る、そしてインシデントとなって自分が関係するストーリーの進み行きに影響を与える可能性があるという思い込み」を出現させる⁽⁸⁾。これが、個人の意識に「⑤リスクが立ち現れた状態」である。なお、ここでは、①～③と④の情報を分けて考えているが、これらは交錯した形で、また明に自覚されない形で、同時にもたらされることも少なくない。

一般に、リスクが「リスク」として意識に立ち現れるための「④きっかけ」は、事象Tが起こったという、物語性（Narrativity）を伴う情報の形でもたらされる。対象となる事象（事象T）が、インシデントとして身近な人の被害（Identifiable Victim, Iconic Victim）につながったという情報（中谷内，2009・2021）や、大きな影響があると感じられる情報をもたらされることは、その文脈性（物語性の強さ）から、多くの場合でこの④きっかけとなる。

前者の、身近な人の被害情報の例では、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の日本における事例として、数理疫学によるシミュレーション結果よりも、自分事としてより大きな物語性を感じさせる「国民的コメディアン」の感染死情報のほうが、人々のリスクに関する感性（Sensibility）を刺激し、行動を変容させたことが指摘されている（中谷内，2021）。

また、後者の、大きな影響を想起させる情報の例には、原子力発電所や航空機の重大事故、スーパー台風の頻発、高致死率の感染症の出現のニュースなどがある。

この構造にある未来のストーリー、それに影響を与える可能性がある、そして起こりうると感じられるインシデント（出来事）に関しての思い込みとしてのリスクは静的なものではない。あらゆる出来事は、時間の推移に伴って、未確定の未来から確定済みの過去の時制に組み込まれ続けるため、「①出来事に関する情報」は常に変化を続ける。また、「②出来事に関係する知識（からの情報）」も、周囲からもたらされ続ける他者の経験、意見や、伝聞などによる広義の学習（リスクコミュニケーション）によって、偶然性も伴いながら姿を変え続ける。さらに、「③自らが措定する前提（からの情報）」は、意識の志向性（当事者の関心）の影響も受けつつ恣意的に措定されるため、これも固定的なものではない。意識にリスクを構成する大本としての情報は、このような形で、多岐にわたる情報源からもたらされ、またそのもたらされる情報は、人による恣意性も伴いながら時間によって姿を変える。このことから、私たちの意識にあるリスクは常に複雑に、流動的に変化する。私たちの意識にあるリスクの姿は、様々な情報源からもたらされる、時間や状況によって都度姿を変える情報によって、人それぞれ別々に揺れ動いているのである。内在としてのリスクが意識に構成されていくプロセスを考えると、ある時間で切った時の「リスクの理解が、人それぞれ、異なったものになる」ことは、構造的な宿命であり、避けられないということである。

6.6 リスクの時制と未来の本質

リスクの理解が、人それぞれ、異なったものになる理由には、さらにリスクの時制が常に未来であることが加わる。

過去から現在に至る時間の軸は、いつであっても現在が終点であり、そこから先は「これからはこうに違いない」という思い込みがあるだけであり、実のところは未だ存在しない。私たちは、過去から現在に続き、そして現在で終わっている時

間軸の終点を勝手に延長して直線を引き、未だ存在しないその部分に「未来」という名前を付けて、あたかも在るかのごとく扱ってしまっている⁽⁹⁾。

「未来」と呼ばれているそのものは、私たち一人ひとりの意識にある予見としての思い込みであり、決して所与のものとして存在するものではない。未来の本質は、私たち一人ひとりが、頭の中に恣意的に拵えた「自らが関係するこれからのストーリー」に関する思い込み、意識にある内在としてのモデル／シナリオである。その予見としての思い込み、すなわち、これからの(平時における)ストーリーは、①これまでの(過去から現在に至る)様々な出来事に関する情報、②知識から意識にもたらされる情報、そして恣意的に仮定した③多くの前提からの情報から、これらの情報もたらされた個人によって恣意的に構想されている。

意識にもたらされた、④何か(事象T)が起こったという(過去の)情報をきっかけにして、この「これからの(平時の)ストーリー」(自らが最初に構想し、措定した平穏な未来)のシナリオの上に、思い込みとして立ち現れてくるのが「⑤そのストーリーに影響を与え得る、起こるかもしれないインシデント(事象F)」としてのリスクである。この未来時制のインシデントであるリスクの立ち現れに伴い、当初想定した(平時の)これからのストーリーとは異なる「別のストーリー」

(一般には望ましくない、有事の際の未来)も、やはり私たちの意識に思い込みとして立ち現れてくる。

未来の本質が、私たち一人ひとりの頭の中に恣意的に作り上げられた「自らが関係するこれからのストーリー」という思い込み(意識にある内在としてのモデル／シナリオ)であること、そしてリスクの時制が、本当は存在しないこの未来であること、これら2つが、リスクの理解が、人それぞれ、異なるものになることの、前節の内容に加えての、もう一つの構造的な理由となっている。

6.7 リスク概念の本質構造：本論考のまとめ

ここまでの検討をまとめよう。分野や種類を問わず、あらゆるリスクは、自らが描いた「自らが関係するこれからのストーリー」(未来)の下に、それに影響を与える可能性がある、起こりうるインシデント(出来事、事象)に関しての思い込みとして当事者の意識に立ち現れる。そして、その立ち現れに関する過程においては、意識にもたらされる情報が関与する。

これが、私たちが「リスクがある」という場合のすべてに共通する同一性(現象学的に見出した本質)であり、あらゆるリスクの立ち現れに共通する同一性(構造)を、現象学、及び現象学的科学論の手法に則って、コードしたモデル(言語の形での記述、および図2に示したその模式図)である。

リスクとは、外の世界にある何ものかではなく、感じ手の内なる「自らが関与する、これからのストーリーをスムーズに進み行かせ続けたい」という思い(関心)に相関する形で、その人間の意識に内在として立ち現れる現象(クオリア)である。そして、その「リスクの立ち現れ」の多くは、その進み行かせ続けたい対象、つまり「これからのストーリーに影響を与えるかもしれない」という個人としての思い、すなわち心配⁽¹⁰⁾の立ち現れを伴ってやって来る。

この構造には、ストーリーの進み行きに影響を与えるかもしれない出来事であるインシデントの物理的なありよう(種類や規模)や、リスクを低減しようとする側の意思や行いはあまり関係してこない。たとえ「起こる確率は十分に小さく、その蓋然性はほとんど無い」、「影響はほぼ無い」と科学的に結論付けられた出来事であったとしても、その出来事がインシデントとして、自らが関与するこれからのストーリーに影響を与えるかもしれないという思いが生じたとすれば、たとえ非合理だと言われたとしても、それはリスクとなる。

たとえば、「十分に対策された牛肉であっても

BSE（狂牛病）を引き起こすかも」、「放射能汚染が無いことは確認されてはいるけれども、それを食べると放射線障害を発症するかも」といった思いが生じた場合、それは「風評リスク」と呼ばれるリスクとなって人々の行動を変容させる。

土壌汚染が観測された土地への食品市場移転（坂巻，2009）の際に、対策があったにもかかわらず「安全であっても安心ではない」という首長の見解が示されて、移転が延期されたという事案があった。この首長の見解に対し、一部で科学的、合理的ではないという意見もあったが、この見解の大本には、本研究で提案したリスクの感覚があったものと考えられる。

内在としての感じ手の意識への立ち現れがリスクであるという前提をおくと、感じ手にとって外側の存在である出来事が起こる可能性や、その出来事によって引き起こされる状況は、リスクの主役とはなり得ないことが解るだろう。すべては感じ手の意識に、内在として現象する立ち現れの問題だからである。現象学の視点からは、感じ手の意識に「リスクがあるという感じ」（リスクのクオリア）が現象すれば、それはリスクであり、その感じが現象しなければ、それはリスクたり得ないということである⁽¹¹⁾。

ところで、私たちが日常使っている語彙の中には、ここまで検討してきたこのリスクの感性的（Sensibility）な構造を、一言で妥当に言い当てた自然言語モデルとしての言葉がある。「懸念」という言葉がそれである。

本研究で論考し、仮説として提示したリスクに関するモデル（定義）は、分野や種類によらず、人がリスクがあると感じる場合に共通する、人にリスクがあると感じさせている構造である。このモデルは、意識の内に内在としてある「リスクと呼ばれている存在」全般に潜在する同一性（構造）を、リスクがもつ多様性、恣意性に左右されない形で表現（コード）したのものとなっているものとする。

7. リスクコミュニケーション再考

2000年代初頭の「牛海綿状脳症(BSE)（狂牛病）騒ぎ」、2003年成立の個人情報保護法に端を発する「個人情報への過剰反応」、2013年の「子宮頸がんワクチン勧奨の見合わせ」など、これらに代表される社会問題の多くに「マスコミがもたらす情報」によって作り出された社会的なリスクが関係している。

ここまで述べたように、リスクとは思い込み、臆見であり、個人の知識という属性を持つがゆえに、その捉え方は、人それぞれ異なったものになる。加えて、それは懸念としての構造をも合わせ持つ。このような対象であるリスクを「主観・客観の一致」を前提とした普通の考え方で理解しようとすると、リスク認知に関するバイアスのような例外処理を考えなければならなくなる。このことが、立場が必ずしも同じではない複数人の間での「リスクに関する認識の共有と共考」であるリスクコミュニケーションを難しくしている。

リスクを、二元論の「主観・客観の構図」ではなく、現象学の「内在・超越の構図」の下で、意識への立ち現れ（内在）として捉え直すことで、今のリスクコミュニケーションの方法論（ラングレン，2021・木下，2016など）は大きく変容するものとする。

リスクが、もたらされる情報によって、意識に構成される思い込みであり、個人が持つ知識（Understanding, 悟性）としての属性を持つこと、そして懸念という言葉で表現される感性的な構造を持つこと、これら2つはリスクを共有・共考する実務（リスクコミュニケーション）のうえでは重要な考慮事項になる。報告がもたらされることで、私たちの意識に立ち現れてくる思い込み（Belief, 臆見）が、個人の知識（悟性）としての属性と、懸念（感性）の構造を併せ持つリスクだからである。

リスクが、もたらされた情報による知識として

の属性を持つ、そして懸念としての構造を持つという前提の下では、情報のもたらし方、すなわちリスクコミュニケーションのありよう（多くの場合で、二元論を基盤とする、現在のマスコミの報道姿勢）は、必然的に今とは異なるものにならざるを得ないものとする。

これまででも、私たちがリスクがあると感じるとき、すなわち何らかの懸念を持つときには、その前に必ず、インシデントに関する何らかの「情報のもたらされ」（リスクコミュニケーション）があったことは疑いようがない。リスクが先にあって、それに関する情報の伝達がリスクコミュニケーションなのではない。リスクコミュニケーション、「情報のもたらされ」がまずあって、その結果、思い込みとして個人の意識に立ち現れてくるのがリスクである（6.3節）。

これからのリスクコミュニケーション論には、このコペルニクス的なパラダイムシフトが求められるものとする。私たちが伝えることが出来るのは、意識にリスクを現前させたり、その状態を変化させたりする情報であって、「リスクそのもの」ではないのである。

本研究の仮説に依拠すれば、リスクコミュニケーションとは、「情報のもたらし」によって、知識としての属性と、懸念という構造を併せ持った、思い込み、臆見としてのリスクに関与することである。この観点から言うと、客観的に存在しているリスクの情報を、人々（マス）に対して、非当事者の立場から第三者的に伝える（コミュニケーション）媒体がマスコミなのではない。ことリスクに関する限り、マスコミは、伝える情報によって「人々の意識にリスクを現前させる役割を担っている」直接的な当事者である。

先に行った現象学を背景とした検討では、サービス、安心（甘利, 2021a・b）が、意識への立ち現れ（内在）であり、外の世界にある何ものかではないことについて論じたが、これはリスクの場合にもそのまま当てはまる。リスクという言葉

があふれる昨今、リスクが在るのではなく、リスクに成ること、伝えられる情報によって人々の意識に立ち現れてくるものがリスクであること、これらに注意した報道が必要になるものとする。新しい視座からの報道のあり方、リスクコミュニケーションに関する検討が必要ということである。

8. おわりに

1986年にベック（1998）によってリスク社会という概念が提唱されて以降、「リスク」という言葉の認知度が上がり、今では日常語に近い用語となっている。この言葉の世の中への広まりが、インターネットの普及と歩調を共にしているのは偶然ではないだろう。他者の経験や、他の場所での出来事に関する膨大かつリアルタイムのネット情報が、人々の意識の中に思い込みとしてある「未来の出来事に関するモデル」の規模と更新頻度を格段に大きくし、人々が体感として感じるリスクに大きな影響を与えるからである。

今回提案したリスクに関する仮説を、当たり前で、科学によるものではないと感じる人もいることだろう（5.2節）。この疑義に対して、本論文では、広義の科学性の担保を意図し、考えの流れ（理路）を示している。その条件下において「その通り」と同意出来る人が多いということは、同意した人の数だけ、思考実験が繰り返されて同じ結論に至ったと言うことである。考えの流れが示されているという条件の下で「当たり前」感（間主観性）があるということは、多くの追試に耐えたということであり、その結論を「科学によるものではない」とするのは妥当とは言えないものとする。

哲学者、竹田は言う（2020, P170）。「哲学では、自分の経験が中心的な素材であり、哲学者はこれを内省してことごらの本質を洞察する。科学はこの洞察（仮説）から出発して、その仮説を観察、実験、測定によって自然に働きかけて試すのである。」本研究では、これの前半、「ことごらの本質」

の洞察と仮説の案出までを行った。一方、後半(仮説の検証)に関しては、今後の課題となる⁽¹²⁾。

本研究で提案した仮説は、リスクに関する学術や工学、そしてリスクマネジメントやリスクコミュニケーションなどの実務を、現在と異なった姿にする画期のきっかけになり得るものと考ええる。本研究が、学の分野では「リスク総論」を体系化するための入り口となり、またリスクに関する実務の分野では、その新たな「ありよう」に関する検討の叩き台になれば幸いである。

注

- (1) 安全、そして保険の実務を考える際の、危害、事故と呼ばれる出来事は、具体的、かつそれが及ぼす影響との因果関係が明かであることが多い。一方、リスクを考える際の出来事は、例えば風評のように漠としており、影響との因果関係が明確ではないことも多い。本論文では、以降、「何からの形でオペレーションを阻害する要因」(甘利, 2018)を示す用語として「インシデント」を用い、具体的に特定しやすい事故に限らず、人々の行動、社会の動向などを含む、より広い出来事(事象)を表すものとして使う。
- (2) 確率などの数値となった情報は、往々にして一人歩きし、その前提は忘れられがちであるため、特に注意が必要である。
- (3) 同様の理由から、サービス、安心(甘利, 2021a・b)に関する検討でも、竹田による整理と、後述する現象学的科学論の概要を紹介して、哲学を援用した論考を行っている。
- (4) 5章で紹介する考え方は、「サービス、安心に関する検討の報告」(甘利, 2021a・b)においても、例を用いて概説している。
- (5) これを「意識に現象する」と表現する。現象学(哲学)における現象とは、意識への立ち現れのことであり、一般によく使われる物理的に起こる出来事のことではない。
- (6) ライオン逃走の確からしさが不明の時点では、「リスクがある」とする方が自然(妥当)であり、「リスクは無い」と考えることは不自然である。
- (7) 先に報告したセキュリティの概念に関する検討(甘利, 2018・Amari, 2020)では、「目的が明確な場合のストーリー」をオペレーションと呼び、セキュリティにおける(守るべき)対象と位置付けて考察している。
- (8) これには、構造構成主義の「現象の関心相関性」及び「関心の契機相関性」が関与する。
- (9) 私たちが、未来が所与のものとして存在すると錯覚している要因の一つに、マンガや映画などの(未来から現代に人が来る)表現による刷り込みがあるものと考ええる。
- (10) ストーリーへの自らの関与が大きい場合(たとえば、それが自身の将来などの場合)、受け手の意識に立ち現れる「リスクがあるという感じ」は、しばしば「心配」ないしは「不安」というコトバで表現(コード)される。
- (11) 当事者の意識への立ち現れが、リスクであつたり、そうでなかったりを左右するというこの考え方は、実務としてリスクに相対している向きには相当奇異に感じられるかも知れない。その奇異感の大本にあるのが、暗黙の内に「外の世界(客観)」を前提してモノゴトを考える、現代人が無自覚に行っている性癖である。しかしながら、既に述べたように外の世界を前提する二元論に依拠してリスクを考えることは妥当とはいえない。
- (12) 今後の課題としては、実務的な実績があり、有用性が確認されているリスクに関する各論(機器故障や公衆衛生分野など)が、今回の仮説にどれくらい当てはまるかの妥

当性検証などが例としてあげられる。

参考文献

- 甘利康文 (2018) 「セキュリティの本質 医療／医学, そして技術は何のためにあるのか」, 『日本情報経営学会誌』 38(3), pp.40-52. <https://doi.org/10.20627/jsim.38.3_40>
- Amari, Y (2020) Comprehending Security through Shannon's Communication Model, *International Journal of Affective Engineering*, 19(3), pp.177-187. <<https://doi.org/10.5057/ijae.IJAE-D-19-00021>>
- 甘利康文 (2021a) 「サービスの本質とは何か? 現象学的科学論の視座からサービスを読み解く」, 『横幹』 15(2), pp.57-73. <https://doi.org/10.11487/trafst.15.2_57>
- (2021b) 「安心の本質とは何か? 現象学的科学論の理路による安心の構造モデル」, 『日本セキュリティ・マネジメント学会誌』 34(3), pp.3-21. <https://doi.org/10.32230/jssmjournal.34.3_3>
- Atwater, Brian F. et al. (2015) The Orphan Tsunami of 1700: Japanese Clues to a Parent Earthquake in North America, U.S. Geological Survey Professional Paper 1707. <<https://doi.org/10.3133/pp1707>>
- バック, U (東 廉, 伊藤美登里 訳) (1998) 『危険社会 新しい近代への道』 法政大学出版局.
- ギデンズ, A (松尾精文他 訳) (2004) 『社会学 第4版』 而立書房.
- 池田清彦 (1998) 『構造主義科学論の冒険』 講談社.
- (2006) 「科学的方法について—構造主義科学論の考え方—」, 『日本東洋医学雑誌』 57(2), pp.173-184. <<https://doi.org/10.3937/kampomed.57.173>>
- ISO (2014) Safety Aspects-Guidelines for Their Inclusion in Standards, ISO/IEC GUIDE 51: 2014. <<https://www.iso.org/standard/53940>.html>
- JIS (2019) 『リスクマネジメント—指針 (ISO 31000/JISQ31000)』 日本工業規格. <<https://kikakurui.com/q/Q31000-2019-01.html>>
- 河野康輝 (2020) 「フェイクニュースと表現の自由」, 『学生法政論集』 14, pp.17-31. <<https://doi.org/10.15017/2800468>>
- 木下富雄 (2016) 『リスク・コミュニケーションの思想と技術 共考と信頼の技法』 ナカニシヤ出版.
- 桐田敬介 (2009) 「契機相関性の定式化へ向けて 構造構成主義におけるその都度性の基礎づけ」, 『構造構成主義研究』 3, pp.159-182.
- 前田恭伸 (2010) 「リスクマネジメントはなぜ難しいのか」, 『日本リスク研究学会誌』 20(3), pp.197-202. <<https://doi.org/10.11447/sraj.20.197>>
- 松下幸史郎 (2018) 「リスク概念の再検討と明確化—研究分野の横断的考察—」, 『阪南論集 社会科学編』 53(2), pp.83-97. <https://hannan-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1749&file_id=18&file_no=1>
- 中谷内一也 (2009) 「リスク管理の基本的考え方と個人のリスクとの齟齬」, 『日本リスク研究学会誌』 19(1), pp.37-39. <https://doi.org/10.11447/sraj.19.1_37>
- (編) (2012) 『リスクの社会心理学 人間の理解と信頼の構築に向けて』 有斐閣.
- (2021) 「リスクが不安を煽る?」, 『リスク学研究』 30(2), pp.89-95. <<https://doi.org/10.11447/jjra.SRA-0344>>
- 日本リスク研究学会 (2019) 『リスク学事典』 丸善出版.
- 仁木一彦 (2009) 『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント』 東洋経済新報社.
- ルーマン, N (小松丈晃 訳) (2014) 『リスクの社会学』 新泉社.
- 西條剛央 (2005) 『構造構成主義とは何か 次世

代人間科学の原理』北大路書房。

西條剛央 (2013) 「構造構成主義による人間科学の基礎づけ：科学哲学の難問解明を通して」, 『科学基礎論研究』 40(2), pp.93-114. <https://doi.org/10.4288/kisoron.40.2_93>

——— (2017) 「ドラッカーの著作をテキストとした本質行動学の研究モデル：組織構造の原理およびメタ理論の定式化、及びマネジメントツールの作成を通して」, 『文明とマネジメント』 14, pp.107-132. <http://drucker-ws.org/wp/wp-content/themes/drucker_workshop2012/projects/pdf/annualreport_vol14.pdf#page=58>

坂巻幸雄 (2009) 「豊洲埋立地の土壌汚染と地質特性 築地市場の移転問題に関連して」, 『地学教育と科学運動』 61, pp.25-32. <https://doi.org/10.15080/chitoka.61.0_25>

Satake, K. et al. (2003) Fault slip and seismic moment of the 1700 Cascadia earthquake inferred from Japanese tsunami descriptions, *Journal of Geophysical Research: Solid Earth* 108 (B11). <<https://doi.org/10.1029/2003>

JB002521>

竹田青嗣 (2020) 『哲学とは何か』 NHK出版.

都司嘉宣・上田和枝・佐竹健治 (1998) 「日本で記録された1700年1月(元禄十二年十二月)北米巨大地震による津波」, 『地震』 51(1), pp.1-17. <https://doi.org/10.4294/zisin1948.51.1_1>

筑波大学 (2022) 『リスク・レジリエンス工学学位プログラム』, <<https://www.risk.tsukuba.ac.jp/>>

ラングレン, R他(神里・塚屋 訳) (2021) 『リスクコミュニケーション標準マニュアル』 福村出版.

(Note: Every URL in this Reference List is Accessed December 26, 2022.)

筆者は、2022年の日本セキュリティ・マネジメント学会 第35回全国大会において、「リスクの本質とは何か？現象学の視座からリスクを理解する」と題して、本論文の概要を報告した。なお、本論文の内容は、筆者の私見であり、必ずしも筆者の勤務先の見解と一致するものではない。

原著論文

決算発表日の分散に寄与する企業特性の解明 —財務報告に対する企業の認知に着目して—

Firm Characteristic Contributing to the Dispersion of Earnings
Announcement Dates: Focusing on Corporate Perceptions of Financial
Reporting

キーワード：

決算発表, 財務報告, 内部統制システム, 会社法, 計量テキスト分析

keyword：

earnings announcements, financial reporting, internal control systems,
Japanese Companies Act, quantitative text analysis

同志社女子大学 記 虎 優 子

Doshisha Women's College of Liberal Arts Yuko KITORA

要 約

証券市場の効率性を確保するには、決算発表を早期に実施するだけでなく、決算発表日の集中を回避して、その分散が図られることが必要である。そこで、本稿では、決算発表日の分散に寄与する内部統制システムに係る企業特性を実証的に解明している。

まず、企業の情報開示を分析視点として位置付けて、計量テキスト分析を用いて、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針についての具体的な開示内容を分析している。これにより、内部統制システムの構築に対する企業の目に見えない認知を可視化して、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視しているのかどうかを識別している。そして、企業の財務報告志向が表象されている言及が基本方針の中で「いつから」出現するようになったのかに着目することで、他社の基本方針についての開示動向などの影響を受け得たことを明示的に考慮して、企業の財務報告志向を定量化している。

原稿受付：2022年10月6日

掲載決定：2023年12月2日

また、複数の異なる定量化の方法を用いることで、企業の財務報告志向の定量化の頑健性を確保している。次に、企業の情報開示を分析対象として位置付けて、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視していることが決算発表日の分散に寄与するのかどうかを実証的に解明している。そして、企業が財務報告を重視しているほど、同じ日に決算発表を行う企業がより少ない日に決算発表を行うことを示している。また、企業が財務報告を重視しているほど、決算発表が最も集中する日を避けて決算発表を行うことを示している。

Abstract

Earnings announcements should be made earlier, and the distribution of earnings announcements should avoid overlapping earnings announcement dates and ensure the dispersion of the announcement dates to maintain market efficiency. Therefore, this study empirically elucidates the firm characteristic that contributes to the dispersion of earnings announcement dates.

First, this study examines the concealed corporate perception of the development of internal control systems using quantitative text analysis and studying the disclosure content of basic policies on such development complying with the Japanese Companies Act. Furthermore, this study captures the corporate stance toward financial reporting and identifies whether companies emphasize financial reporting as they establish internal control systems. We focus on “when” firms’ financial reporting preferences are first mentioned in their basic policy and quantitatively evaluate firms’ financial reporting preferences. Subsequently, this study explicitly considers the extent to which the preferences could be influenced by disclosure trends of other firms’ basic policies. In addition, we ensure the robustness of the quantification of corporate financial reporting preferences by using several different quantification methods.

Second, this study empirically elucidates whether a firm’s greater emphasis on financial reporting in establishing internal control systems contributes to dispersing earnings announcements dates. The results demonstrate that the more a firm emphasizes financial reporting, the less it releases its earnings announcement on the same day as other firms. Furthermore, we reveal that the more a firm emphasizes financial reporting, the less it releases its earnings announcement on the most concentrated day of the announcements.

1 はじめに

証券市場の効率性を確保するには、決算発表を早期に実施するだけでなく、決算発表日の集中を回避して、その分散が図られることが必要である。なぜなら、もし多くの上場会社と同じ日に決算発表を行うと情報オーバーロードが生じ、投資家による決算情報の収集や分析が阻害されたり、報道機関を通じた情報伝達が制約されたりすることが危惧される(石塚・河, 1992a, 1992b; 森脇・音川, 2017)からである⁽¹⁾。

しかし、先行研究では、決算発表が集中するタイミングで決算発表を行うという選択と、決算発表で開示されたバッド・ニュースという情報内容が関連しているかどうかには関心が向けられているものの(deHaan et al., 2015; 森脇, 2015), こうした選択を誘発する企業特性を解明することは、森脇(2015)を除いて試みられていない。また、森脇(2015)では、決算発表のタイミングとして、決算発表が実務上最も集中している特定の1日が選択されているかどうかのみ着目しており、決算日を同じくしている他の企業の決算発表日との兼ね合いでどの日が選択されているのかには、着目していない。それゆえ、森脇(2015)にも、決算発表日の分散に寄与する企業特性を解明することを目的とする観点からは、おのずと限界がある。

そこで、本稿では、企業の情報開示を分析視点とも分析対象とも位置付けるとともに、内部統制⁽²⁾システムの構築に際して財務報告を重視しているかどうかという企業の目に見えない認知に着目して、決算発表日の分散に寄与する企業特性を実証的に解明する。そして、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視していることが決算発表日の分散に寄与することを示す⁽³⁾。

以下では、まず、先行研究のレビューを行う。次に、仮説を導出して、検証方法について説明する。その後、検証結果を示す。そして、最後に、

本稿の貢献と課題を指摘する。

2 先行研究のレビュー

決算発表日の集中に着目している先行研究では、決算発表が集中するタイミングで、バッド・ニュースが開示されることが明らかにされている(deHaan et al., 2015; 森脇, 2015)。また、森脇(2015)では、バッド・ニュースを開示する場合に短期的な株価を意識した行動を取るという企業の動機が、最集中日に決算発表を行うこと誘発するのかどうかを解明することが試みられている。しかし、かかる動機を単に直接観察可能な変数で代理するにとどまっており、提示された仮説と整合的な検証結果も、必ずしも得られていない。

他方で、決算日から決算発表までの日数に着目することで、いつ決算発表を行うのかとの兼ね合いでより早いタイミングの観点からみた決算発表の実施時期に影響を与える企業特性を解明することは、多数試みられている(例えば、Bamber et al., 1993; Sengupta, 2004; Lee et al., 2008など)。中でも、記虎(2021a)は、本稿と同様に財務報告に対する企業の認知に着目して、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視していることが決算発表の早期実施に寄与することを示している。記虎(2017, 2022)などでも、記虎(2021a)とは別の観点から内部統制システムを評価して、内部統制システムが決算発表の実施時期に与える影響を解明している。

決算発表には着目していないが、より早いタイミングの観点からみた財務報告の適時性に内部統制システムが及ぼす影響を解明している先行研究も、存在している(例えば、Impink et al., 2012; Munsif et al., 2012; Khelif et al., 2014など)。これらの研究では、法定開示書類の提出遅延の有無や決算日から独立監査人の監査報告書が提出されるまでの日数などによって、より早いタイミングの観点からみた財務報告の適時性が捉えられて

いる。しかし、財務報告であるか非財務報告であるかにかかわらず、他の企業の報告タイミングとの兼ね合いでより分散したタイミングの観点からみた報告の適時性に内部統制システムが及ぼす影響を解明している先行研究には、記虎（2021b）があるのみである。記虎（2021b）では、株主総会を外部報告の手段の1つとみて、内部統制システムの構築に際して企業の透明性を重視していることが総会開催日の分散に寄与することが示されている。

3 仮説の導出

企業は、実情に応じて内部統制システムを構築する。健全な会社経営を行うために必要とされる内部統制は個々に異なるから、内部統制システムの構築に際して財務報告を重視するのかどうか、企業によって異なる。しかし、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視しているならば、財務報告に係る内部統制は、より適切に構築されているので、有効に機能していることが期待される。この結果、会計上の誤謬が生じた場合にも、その存在をすぐに発見できるであろうし、そもそも、会計上の誤謬が生じるリスク自体が低いと考えられる。それゆえ、決算をより早く確定させることができる。決算発表は決算が確定してからしか当然できないので、決算の確定が早ければ、決算発表の実施時期に係る企業の裁量は大きくなる。加えて、公認会計士等による監査も、内部統制により依拠して効率的に行うことができると考えられる。したがって、監査に要する時間も、短縮することが可能である。日本で実務上しばしば見受けられるように、決算の内容について公認会計士等による事実上の了承を得られた段階で決算発表を行おうとする場合でも、監査時間の短縮に起因して、決算発表の実施時期に係る企業の裁量は、相対的にはやはり大きくなる。

また、内部統制システムの構築に際して企業が

財務報告を重視しているならば、証券市場における財務報告の重要性を正しく認識しているはずである。それゆえ、財務報告の遅延だけでなく集中によっても情報の伝播が妨げられてしまうことを危惧して、他の企業とはなるべく別の日取りで決算発表を行おうとするであろう。上述のように、内部統制システムの構築に際して財務報告を重視している企業の決算発表の実施時期に係る裁量は大きいことから、決算日を同じくしている他の企業との兼ね合いで決算発表日により分散しているタイミングで決算発表を行うことが現実的にも可能である。その上、より分散したタイミングで決算発表を行うことは、内部統制の報告目的に係る適時性の観点とも矛盾しない⁽⁴⁾。

以上を踏まえて、本稿では次の仮説を検証する。
仮説 内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視しているほど、決算日を同じくしている他の企業との兼ね合いで決算発表日により分散しているタイミングで決算発表を行う。

4 リサーチ・デザイン

4.1 サンプルの選択

本稿では、平成17年制定会社法により策定することが明文で義務付けられた会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針（以下、基本方針という。）の内容を定めている会社法施行規則（平成18年2月7日法務省令第12号）の公布日である2006年2月7日⁽⁵⁾から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示をTDnetデータサービスから1件以上収集できた⁽⁶⁾1,317社のうち、サンプルとした期間（平成17年制定会社法施行日である2006年5月1日から2009年3月31日までの間）に上場を継続していて基本方針についての適時開示を収集し得る企業（1,122社）で、かつ決算日と基本方針についての適時開示に記載されていた基本方針の制定ないし改定についての取締役会決議日⁽⁷⁾を比較するこ

とにより、サンプルとした期間内の各決算期末現在において有効な基本方針を1回以上マッチングできた1,061社についてのパネルデータ2,797社一年⁽⁸⁾をまず選択している。そして、日経中分類の銀行・証券・保険・その他金融に該当する23社についてのパネルデータ59社一年、次いで、3月末日を決算日としていない360社についてのパネルデータ990社一年を順に除いている。この結果、サンプル候補は、678社についてのパネルデータ1,748社一年である。この中から、527社についてのパネルデータ1,558社一年を当初サンプルとして選択している⁽⁹⁾。

上述のようにサンプルを選択しているのは、基本方針についての適時開示を利用して、企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及が基本方針の中で「いつから」出現するようになったのかに着目して企業の財務報告志向を定量化したり、基本方針を改定した回数に着目して内部統制システムの構築姿勢を定量化したりするには、基本方針の決定が平成17年制定会社法により明文で義務付けられた当時の基本方針についての適時開示を利用するとともに、最初の基本方針を制定したときから適時開示していると推定された企業だけに当初サンプルを限定する必要があるためである。また、財務データは本決算に基づいていることから、決算期ごとのobservationが必要であるためである。さらに、金融業の財務諸表の勘定科目は一般事業会社のそれとは大きく異なることから、財務データに基づく変数を適切に作成できないためである。加えて、決算日を同じくしている他の企業の決算発表日との兼ね合いでより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性をうまく定量化するには、実務上多くの上場会社の決算日となっている3月末日を決算日としている企業にサンプルを限定する必要があるためである。最後に、同一企業の複数の決算期に係るパネルデータを用いることで、各企業の観察されない異質性（各企業固有の効果）を検証モデ

ルに含め、より頑健な検証結果を得るためである。

続いて、決算日数が通常と異なると財務データに基づく変数の比較可能性が損なわれることから、変則決算に該当する5社についてのパネルデータ5社一年、次いで、データベースから必要なデータを入手できずに欠損値となっている変数がある9社についてのパネルデータ12社一年、最後に、異常値⁽¹⁰⁾と判断した変数がある17社についてのパネルデータ20社一年を、当初サンプルから順に除いている。この結果、最終サンプルは、524社についてのパネルデータ1,521社一年で、observationはいずれも一般事業会社である。

なお、最終サンプルのうち、*最初から言及D*⁽¹¹⁾の値が1となる企業群の1つ以上の企業と*途中から言及D*の値が1となる企業群の1つ以上の企業に共通して出現している（8種類のうち1つ以上の）言及が少なくとも出現している企業（158社についてのパネルデータ258社一年）と、*財務報告志向D*の値が0となる企業群（470社についてのパネルデータ1,193社一年）のみから構成される限定サンプル（508社についてのパネルデータ1,451社一年）では、後述のとおり企業の財務報告志向がより一層頑健に定量化されている。そこで、この限定サンプルを用いても検証を行う。

4.2 検証方法

*RELEASE*として*集中分散度*を用いる場合には、*集中分散度*が定義上取り得る最大値（100%）と最小値（0%）を上限と下限の閾値としたランダム効果トービットモデルにより、以下の（1）式を推定する⁽¹²⁾。*RELEASE*として*最集中回避D*を用いる場合には、ランダム効果ロジットモデルにより、以下の（2）式を推定する⁽¹³⁾。ただし、*RELEASE*は、決算日を同じくしている他の企業の決算発表日との兼ね合いでより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性を示す変数である。*PREFERENCE*は、企業の財務報告志向に係る変数であり、両式の推定に際しては複数の

表-1 変数の定義

Variable	定義
RELEASE	
集中分散度	当初サンプル（527社についてのパネルデータ1,558社一年）のうち通期決算発表日(決算短信の公表日)のデータを入力できなかった2社一年を除いた企業について決算期ごとに当該企業と通期決算発表日が異なっている企業数を集計し、この企業数が当該企業と同じ決算期の当該企業以外の企業数合計に占める割合(%)
最集中日回避D	当初サンプル（527社についてのパネルデータ1,558社一年）のうち通期決算発表日(決算短信の公表日)のデータを入力できなかった2社一年を除いた企業について決算期ごとに通期決算発表日が同じである企業数を集計し、当該企業と同じ決算期の前記の企業数が最も多かった日（最集中日）を避けて通期の決算発表を行ってれば1、そうでなければ0
PREFERENCE	
財務報告志向度a	表-2にその一部を示した企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及がマッチングされている基本方針の中で1種類以上出現している、かつ言及が出現するようになったのが基本方針を最初に制定したと推定されるときからであれば3、その後基本方針を改定したと推定されるときからであれば2、マッチングされている基本方針の中で言及が出現していなければ1
財務報告志向度b	当初サンプル（527社についてのパネルデータ1,558社一年）について「財務報告志向D」と「最初から言及D」に対して相関行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第1主成分得点
財務報告志向度c	第1固有値1.61（寄与率80.60%）、第1主成分の固有ベクトル0.71（「財務報告志向D」）、0.71（「最初から言及D」）
志向時期弁別	当初サンプル（527社についてのパネルデータ1,558社一年）について「最初から言及D」と「途中から言及D」に対して相関行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第1主成分得点
上記4変数の作成元の変数：財務報告志向D	第1固有値1.12（寄与率55.97%）、第1主成分の固有ベクトル0.71（「最初から言及D」）、-0.71（「途中から言及D」）
最初から言及D	表-2にその一部を示した企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及がマッチングされている基本方針の中で1種類以上出現していれば1、そうでなければ0
途中から言及D	表-2にその一部を示した企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及がマッチングされている基本方針の中で1種類以上出現している、かつ言及が出現するようになったのが基本方針を最初に制定したと推定されるときからであれば1、そうでなければ0
CONTROL	
決算期末後45日以内D	決算発表時期として適当であるとされる「決算期末後45日以内」（45日目が休日である場合には翌営業日以内）に通期の決算発表を行って（決算短信を公表して）いれば1、そうでなければ0
決算発表時期	決算日から通期決算発表日(決算短信の公表日)までの日数(片端入れ)(日)ただし、値が大きいかほどいつ決算発表をするのかとの兼ね合いでより早いタイミングで決算発表を行っている」と解釈できるように、負値に変換している。
構築姿勢	当初サンプル（527社についてのパネルデータ1,558社一年）について「改定経験済み回数」と「最大改定回数」に対して分散共分散行列を用いた主成分分析を行うことによって得られた第1主成分得点（平均ゼロ）
構築姿勢の作成元の変数：改定経験済み回数	第1固有値1.65（寄与率82.39%）、第1主成分の固有ベクトル0.71（「改定経験済み回数」）、0.71（「最大改定回数」）
最大改定回数	当期末までに基本方針を改定した推定回数(回)ただし、最初に制定されたと推定される基本方針がマッチングされている場合には0の値を取る。
企業規模	会社法施行規則（平成18年2月7日財務省令第12号）の公布日である2006年2月7日から2009年3月31日までの間に基本方針を改定した推定回数(回)ただし、基本方針を1回も改定していないと推定される場合には0の値を取る。
ROA	資産合計(百万円)の自然対数値
レバレッジ	当期純損益÷資産合計×100(%)ただし、ここでいう日本基準・連結ベースの「当期純損益」は、2015年4月1日以後を期首日とする
たな卸資産・売上債権比率	負債合計÷資産合計×100(%)
ΔEPS	(たな卸資産+売上債権)÷資産合計×100(%)
総セグメント数	当決算期1株当たり当期純損益-前決算期1株当たり当期純損益(万円)
少数特定者持株比率	事業別セグメントおよび所在地別セグメントの数の合計(個)ただし、単一セグメントである場合には1の値をとる。
個人株主数	少数特定者持株数(大株主上位10名および役員などの特別利害関係者の所有する株式数並びに自己株式数の合計)÷期末発行済株式総数×100(%)
社外取締役比率(銀行)	個人・その他の株主数(万人)
社外取締役比率(支配会社)	銀行に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(その他)	支配会社に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
追記情報D	銀行、支配会社および関係会社のいずれにも職務経験がなく、かつ相互派遣でなく、さらに他社で社長級の役職を持たない社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
継続企業D	監査人の監査意見が追記情報ありの無限定適正意見であれば1、追記情報なしの無限定適正意見であれば0
2007年3月期D	継続企業の前提に関する注記があれば1、なければ0
2008年3月期D	決算日が2007年3月末日であれば1、そうでなければ0
高成長産業D	決算日が2008年3月末日であれば1、そうでなければ0
ハイテク産業D	機械、空運、通信、電力・ガス(日経中分類)のいずれかの産業であれば1、そうでなければ0
	機械、電気機器、精密機器、医薬品、自動車(日経中分類)のいずれかの産業であれば1、そうでなければ0

PREFERENCEの各変数の作成方法は、4.3節で説明している。その他の変数は、原則として日経NEEDS-FinancialQUESTより入手しているが、入手したデータを加工して作成している(財務データは、連結優先かつ日本基準優先で選択)。ただし、改定経験済み回数は、observationにマッチングできた基本方針についての適時開示が当該企業にとっての何回目の基本方針についての適時開示であるのかをカウントして1を差し引くことで作成している。最大改定回数は、当該企業が会社法施行規則（平成18年2月7日財務省令第12号）の公布日である2006年2月7日から2009年3月31日までの間に基本方針について何回適時開示しているのかをカウントし1を差し引くことで作成している。さらに、社外取締役比率(銀行)、社外取締役比率(支配会社)、社外取締役比率(その他)の3変数は、日経NEEDS-Cgesより入手している。

検証式を作成して、財務報告志向度*a*、財務報告志向度*b*、財務報告志向度*c*の3つをそれぞれ用いる。*CONTROL*は、コントロール変数である⁽¹⁴⁾。 ν_i は、各企業の観察されない異質性（各企業固有の効果）である。 ϵ_{it} は、誤差項である。統計解析には、Stata[®]/MP version17.0を利用する。

$$RELEASE_{it}^* = \beta_1 + \beta_2 PREFERENCE_{it} + \sum_{k=1}^K \beta_{3k} CONTROL_{kit} + \nu_i + \epsilon_{it} \quad (1)$$

$$\ln \left\{ \frac{P(RELEASE_{it} = 1 | X_{it}, \nu_i)}{P(RELEASE_{it} = 0 | X_{it}, \nu_i)} \right\} = \beta_1 + \beta_2 PREFERENCE_{it} + \sum_{k=1}^K \beta_{3k} CONTROL_{kit} + \nu_i \quad (2)$$

*RELEASE*の2変数は、値が大きいほど、決算日と同じくしている他の企業の決算発表日との兼ね合いでより分散したタイミングで決算発表を行っている」と解釈できる。*PREFERENCE*の3変数は、値が大きいほど、内部統制システムの構築に際して財務報告を重視していると解釈できる。したがって、仮説が支持されるならば、両式の*PREFERENCE*の変数の係数推定値は有意に正となることが期待される。しかし、(1)式の*PREFERENCE*の変数の係数推定値は、あくまで集中分散度として観測される潜在変数に対する*PREFERENCE*の変数の平均限界効果(AME: average marginal effects)を示すにとどまる。観測変数である集中分散度に対する*PREFERENCE*の変数のAMEは、(1)式の推定結果に基づいて別途算出する必要があり、算出されたAMEは、有意に正となることが期待される。また、(2)式の*PREFERENCE*の変数の係数推定値は、あくまで最集中回避*D*の値が1となる調整済み確率のロジットに対する*PREFERENCE*の変数のAMEを示すに過ぎない。最集中回避*D*の値が1となる調整済み確率そのものに対する*PREFERENCE*の変数のAMEは、(2)式の推定結果に基づいて別途算

表-2 企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる各言及とその記述統計量

最終サンプルにおいて5社一年以上出現している言及		出現社数(社一年)										
財務報告の信頼性			185									
財務報告に係る内部統制			111									
財務報告の適正性			67									
財務報告の信頼性と適正性			16									
財務報告に係わる内部統制			13									
適正な財務報告			11									
財務計算に関する書類その他の情報の適正性			8									
適正な財務報告書			5									
限定サンプルにおいて出現しているすべての言及		出現社数(社一年)										
財務報告の信頼性			174									
財務報告に係る内部統制			102									
財務報告の適正性			57									
財務報告の信頼性と適正性			15									
財務計算に関する書類その他の情報の適正性			8									
財務情報の適正性			4									
財務報告の適法性及び適正性			4									
財務報告に係るリスク			4									
		出現社数(社一年)							出現している言及の種類数			
		Mean	Std. dev.	Min	p5	p25	p50	p75		p90	p95	Max
最終サンプル		13.50	35.98	1	1	2	3	4	16	111	185	36
限定サンプル		46.00	62.49	4	4	4	11.5	79.5	174	174	174	8

マッチングされている基本方針の中で出現している各言及の出現社数とその記述統計量を最終サンプル(524社)についてのパネルデータ1,521社一年)と限定サンプル(508社)についてのパネルデータ1,451社一年)についてそれぞれ示している。なお、紙面の制約のため、最終サンプルについては5社一年未満しか出現していない言及は割愛している。

出する必要があり、算出されたAMEは、有意に正となることが期待される。

4.3 PREFERENCEの各変数の作成方法

本稿では、記虎(2021a)における企業の財務報告志向の定量化の方法を記虎(2022)とは別の観点から改善して⁽¹⁵⁾、企業の財務報告志向を以下の手順で、定量的に評価している。

まず、QDA(Qualitative Data Analysis)ソフトウェア(MAXQDA[®])を利用してたたき上げ式(帰納的)コーディング(佐藤, 2008)を行うことにより、基本方針についての適時開示⁽¹⁶⁾の具体的内容のテキスト型データ(手作業で収集)の中に、記虎(2022)においてDictionary-basedアプローチ(樋口, 2020)に依拠して探索的に選定された企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及が「いつから」⁽¹⁷⁾出現するようになったのかを機械的に識別した⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。基本方針を最初に制定したと推定されるときから言及が出現していたならば、その企業がもともと財

務報告を重視していたとみることができ一方、その後基本方針を改定したと推定されるときから言及が出現するようになったのであれば、他社の基本方針についての開示動向などの影響を受けた結果として、その企業が財務報告を重視するようになった可能性がある。したがって、言及が出現しているという点は同じでも、前者の方が後者の場合よりも、財務報告を重視している度合いが強いと解釈できる。

次に、識別した結果をもとに、表-1に示した定義のとおりPREFERENCEの各変数を作成した。(1)式と(2)式の推定に際して用いる財務報告志向度 a 、財務報告志向度 b 、財務報告志向度 c の3変数はいずれも企業の財務報告志向を示す変数であるが、定量化の方法はそれぞれ異なっている⁽²⁰⁾。このように複数の異なる定量化の方法を用いることで、企業の財務報告志向の定量化の頑健性を確保することを意図している。

(1)式と(2)式の推定に際して財務報告志向度 a や財務報告志向度 b をそれぞれ用いれば、他社の基本方針についての開示動向などの影響を受け得たことを反映させて企業の財務報告志向を定量化して、企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に与える影響を検証できる。これに対して、(1)式と(2)式の推定に際して財務報告志向度 c と同時に志向時期弁別をコントロール変数として併せて用いれば、他社の基本方針についての開示動向などの影響を受け得たことを切り離して企業の財務報告志向を定量化して、こうした影響を受けたかどうかにかかわらず、企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に与える影響を検証できる。

5 検証結果

5.1 記述統計量

表-2には、企業の財務報告志向が表象されて

いるとみることのできる各言及とその記述統計量を示している。最終サンプルでは、マッチングされている基本方針の中で出現している言及の種類数が36種類と多く、各言及の出現社数も言及の種類によってかなり異なっている。他方で、限定サンプルでは、出現している言及の種類数がわずか8種類にとどまっているほか、各言及の出現社数の偏りも抑制されている。そのため、もし特定の言及の出現がその他の言及の出現よりも企業の財務報告志向を強く（または弱く）表象していたとしても、限定サンプルでは、特定の言及の出現が企業の財務報告志向の定量化に影響する可能性は低減されている。したがって、限定サンプルでは、言及が基本方針の中で「いつから」出現するようになったのかという観点から企業の財務報告志向がより一層頑健に定量化されている。

各変数の記述統計量は、表-3に示している。決算期末後45日以内 D の値が1となる企業の割合は、最終サンプル全体の77.12%である。したがって、大半の企業が、東京証券取引所（以下、東証という。）の決算発表の早期化要請（東京証券取引所、2006）に従って、適時に決算発表を行っている⁽²¹⁾。その一方で、最集中日回避 D の値が0となる企業の割合は、最終サンプル全体の23.80%である。したがって、最集中日に決算発表を行っている企業は少なくない⁽²²⁾。しかし、集中分散度の平均値は89.18%であるので、決算発表日の集中の程度は、平均的にみればそれほど高くない。また、財務報告志向 D 、最初から言及 D 、途中から言及 D の値が1となる企業の割合は順に、最終サンプル全体の21.56%、9.34%、12.2%であった。したがって、内部統制システムの構築に際して財務報告を重視している企業は、決して多数派ではない。また、マッチングされている基本方針の中で企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及が出現している企業のうち、基本方針を最初に制定したと推定されるときから言及が出現していた企業より

表-3 各変数の記述統計量

変数名	Mean	Std. dev.	Min	Max
集中分散度	89.18	8.79	70.85	100.00
最集中日回避D	0.76	0.43	0	1
財務報告志向度a	1.31	0.63	1	3
財務報告志向度b	0.00	1.27	-0.60	3.56
財務報告志向度c	0.00	0.94	-0.49	1.94
志向時期弁別	0.00	1.06	-2.12	2.47
財務報告志向D	0.22	0.41	0	1
最初から言及D	0.09	0.29	0	1
途中から言及D	0.12	0.33	0	1
決算期末後45日以内D	0.77	0.42	0	1
決算発表時期	-42.19	7.65	-69	-1
構築姿勢	0.62	0.85	0.00	5.54
改定経験済み回数	0.26	0.56	0	4
最大改定回数	0.57	0.74	0	4
企業規模	10.34	1.44	6.35	15.47
ROA	0.03	9.66	-81.52	44.61
レバレッジ	52.32	20.87	1.69	97.89
たな卸資産・売上債権比率	35.98	17.60	0.47	92.78
△EPS	-0.03	0.48	-6.93	6.88
総セグメント数	3.32	2.24	1	19
少数特定者持株比率	53.69	16.24	3.72	99.38
個人株主数	0.81	1.59	0.01	18.33
社外取締役比率(銀行)	0.47	2.67	0.00	33.33
社外取締役比率(支配会社)	1.33	5.52	0.00	66.67
社外取締役比率(その他)	5.41	9.72	0.00	60.00
追記情報D	0.35	0.48	0	1
継続企業D	0.04	0.21	0	1
2007年3月期D	0.34	0.47	0	1
2008年3月期D	0.33	0.47	0	1
高成長産業D	0.06	0.24	0	1
ハイテク産業D	0.15	0.36	0	1

最終サンプル(524社についてのパネルデータ1,521社一年)について各変数の記述統計量を示している。変数の定義は、表-1と同じである。なお、同一企業が最終サンプルに含まれる延べ回数別の内訳は、延べ1回が15社、延べ2回が21社、延べ3回が488社である。また、最終サンプルにおいて同一企業の取締役会決議日が同じ基本方針がマッチングされている延べ回数別の内訳は、延べ1回が301社一年、延べ2回が392社一年、延べ3回が828社一年である。最終サンプルの会計基準別の内訳は、連結・日本基準が1,333社一年、連結・米國基準が6社一年、個別・日本基準が182社一年である。

も、その後に基本方針を改定したと推定されるときから言及が出現するようになった企業の方がやや多い。

各変数間の相関係数を示した表は、紙面の制約のため、割愛している。最終サンプルを用いて(1)式と(2)式の右辺において同時に用いる変数についてVIF(Variance Inflation Factor)を求めたところ、最大でも1.99であったので、多重共線性の問題はないと判断している。

また、最終サンプルの財務報告志向度a、財務報告志向度b、財務報告志向度cの3変数の間の相関係数は、最も小さい場合でも0.93で非常に高いことから、企業の財務報告志向を整合的に定量化できている⁽²³⁾。加えて、これらの3変数は社外取締役比率(銀行)や社外取締役比率(その

他)と正に関連しており、期待される関係が認められることから⁽²⁴⁾、企業の財務報告志向の定量化の妥当性も確保できている。他方で、上記のPREFERENCEの3変数が取り得る値の数が3値と少ないこともあって、最終サンプルのこれらの3変数と決算発表時期の間の相関係数は0.1程度とかなり低かった。しかし、記虎(2021a)において、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視していることが決算発表の早期実施に寄与することがすでに示されていることから、(1)式に決算発表時期が含まれていると、多重共線性の問題が生じてしまっている可能性を拭えない。それゆえ、この変数に代えて、決算期末後45日以内Dを(1)式に追加しても、(1)式を推定している。

5.2 推定結果

最初に、(1)式に係る推定結果を検討する。(1)式に決算期末後45日以内Dと決算発表時期のどちらも追加しなかった場合や、決算期末後45日以内Dを追加した場合には、(1)式の財務報告志向度a、財務報告志向度b、財務報告志向度cの3変数の係数推定値は、表-4に示したように、一貫して有意に正である。(1)式の推定結果に基づいて算出された、観測変数である集中分散度に対する上記の3変数のAMEも、一貫して有意に正である。他方で、決算発表時期を追加した場合には、限定サンプルを用いたときには上記と同様の検証結果が得られているが、最終サンプルを用いたときには、(1)式の上記の3変数の係数推定値についても、(1)式の推定結果に基づいて算出された、観測変数である集中分散度に対するこれらの3変数のAMEについても、必ずしも期待どおりに有意な結果は得られていない。

以上の検証結果を踏まえると、(1)式に決算期末後45日以内Dと決算発表時期のどちらも追加せずに、企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼ

表-4 (1)式に係る推定結果

	最終サンプル (524社についてのパネルデータ1,521社一年)			限定サンプル (508社についてのパネルデータ1,451社一年)		
	追加せず	決算期末後45日以内D	決算発表時期	追加せず	決算期末後45日以内D	決算発表時期
財務報告志向度a	0.93	0.98	0.68	1.41	1.38	1.19
	(2.06) **	(2.21) **	(1.63) †	(2.97) ***	(2.76) ***	(2.69) ***
	0.82	0.85	0.61	1.26	1.20	1.06
	(2.06) **	(2.21) **	(1.63) †	(2.97) ***	(2.77) ***	(2.69) ***
	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(20)$
	188.87 ***	569.08 ***	266.58 ***	176.98 ***	532.26 ***	240.32 ***
財務報告志向度b	0.48	0.52	0.35	0.73	0.72	0.61
	(2.15) **	(2.31) **	(1.71) *	(3.08) ***	(2.85) ***	(2.85) ***
	0.42	0.45	0.31	0.65	0.63	0.54
	(2.15) **	(2.31) **	(1.71) *	(3.09) ***	(2.86) ***	(2.85) ***
	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(20)$
	186.41 ***	570.50 ***	268.12 ***	179.57 ***	531.70 ***	248.07 ***
財務報告志向度c	0.56	0.63	0.39	0.88	0.90	0.71
	(1.87) *	(2.22) **	(1.35)	(2.74) ***	(2.85) ***	(2.29) **
	0.50	0.55	0.35	0.78	0.79	0.63
	(1.87) *	(2.22) **	(1.35)	(2.74) ***	(2.85) ***	(2.30) **
	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(21)$	Wald $\chi^2(21)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(21)$	Wald $\chi^2(21)$
	187.14 ***	569.13 ***	260.80 ***	179.70 ***	526.08 ***	250.63 ***

各変数の定義は表-1と同じである。***有意水準1%、**有意水準5%、*有意水準10%、†有意水準15%
 上段には、(1)式のPREFERENCEの変数の係数推定値とz値(括弧内)を示しており、有意性検定に際してはブートストラップ標準誤差(反復回数1万回)を用いている。中段には、(1)式の推定結果に基づいて算出された、観測変数である集分散度に対するPREFERENCEの変数のAME推定値とz値(括弧内)を示しており、有意性検定に際してはデルタ法による標準誤差を用いている。下段には、(1)式全体についてのWaldカイ二乗検定の結果を示している。また、最終サンプルを用いた場合と限定サンプルを用いた場合のそれぞれについて、左から順に、(1)式に決算期末後45日以内Dと決算発表時期のどちらも追加しなかった場合、決算期末後45日以内Dを追加した場合、決算発表時期を追加した場合の推定結果を示している。
 (1)式の推定に際してはIntegration points(90)を変えて同様に推定することで、good quadrature approximationを確認している。また、mean and variance adaptive Gauss-Hermite quadratureとStata's modified Newton-Raphson algorithmを用いている。Davidon-Fletcher-Powell algorithmに替えて推定しても、得られた推定結果には大差はなかった。なお、紙面の制約のため、(1)式のPREFERENCE以外の変数については割愛している。

す影響をtotal effectで推定した場合には、企業の財務報告志向にはより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に対する寄与効果がある。また、(1)式に決算期末後45日以内Dを追加した場合にも、企業の財務報告志向には、より分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に対する寄与効果が認められる。つまり、決算期末後45日以内Dがmediator variableで企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼす影響をdirect effectで推定していたか、それとも決算期末後45日以内Dがcompeting variableで企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼす影響をtotal effectで推定していたかにかかわらず、企業の財務報告志向には、より分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に対する寄与効果がある。さら

に、(1)式に決算発表時期を追加して企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼす影響をdirect effectで推定した場合にも、限定サンプルを用いることで企業の財務報告志向がより一層頑健に定量化されている場合には、企業の財務報告志向には、より分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に対する寄与効果が認められる。したがって、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視しているほど、同じ日に決算発表を行う企業がより少ない日に決算発表を行うと解釈できる。

次に、(2)式に係る推定結果を検討する。財務報告志向度a、財務報告志向度b、財務報告志向度cの3変数の係数推定値は、表-5に示したように、一貫して有意に正である。(2)式の推定結果に基づいて算出された、最集中日回避Dの

表-5 (2)式に係る推定結果

RELEASE = 最集中日回避D

最終サンプル (524社についてのパネルデータ1,521社一年)

限定サンプル (508社についてのパネルデータ1,451社一年)

財務報告志向度a	財務報告志向度b	財務報告志向度c	財務報告志向度a	財務報告志向度b	財務報告志向度c
0.34	0.17	0.21	0.59	0.31	0.37
(1.78) *	(1.86) *	(1.67) *	(2.83) ***	(2.86) ***	(2.66) ***
0.04	0.02	0.03	0.07	0.04	0.05
(1.80) *	(1.82) *	(1.69) *	(2.88) ***	(2.92) ***	(2.71) ***
Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(20)$	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(19)$	Wald $\chi^2(20)$
50.04 ***	56.09 ***	49.97 ***	50.04 ***	49.97 ***	49.63 ***

各変数の定義は表-1と同じである。***有意水準1%, *有意水準10%

上段には(2)式の PREFERENCE 変数の係数推定値とz値 (括弧内) を示しており、有意性検定に際してはクラスター・ロバスト標準誤差を用いている。中段には(2)式の推定結果に基づいて算出された、最集中日回避Dの値が1となる調整済み確率に対する PREFERENCE 変数のAME推定値とz値 (括弧内) を示しており、有意性検定に際してはデルタ法による標準誤差を用いている。下段には、(2)式全体についてのWaldカイニ乗検定の結果を示している。左側の表に最終サンプルを用いた場合を、右側の表に限定サンプルを用いた場合をそれぞれ示している。

(2)式の推定に際してはIntegration points(30)を変えて同様に推定することで、good quadrature approximationを確認している。また、mean and variance adaptive Gauss-Hermite quadratureとStata's modified Newton-Raphson algorithmを用いている。Davidon-Fletcher-Powell algorithmに替えて推定しても、得られた推定結果には大差はなかった。なお、紙面の制約のため、(2)式の PREFERENCE 以外の変数については割愛している。

値が1となる調整済み確率に対する上記の3変数のAMEも、一貫して有意に正である。以上の検証結果を踏まえると、企業の財務報告志向には、より分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に対する寄与効果がある。したがって、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視しているほど、決算発表が最も集中する日を避けて決算発表を行うと解釈できる。

以上に述べたとおり、本稿では、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視しているほど、決算日を同じくしている他の企業との兼ね合いで決算発表日がいずれ分散しているタイミングで決算発表を行うことを支持する推定結果を得たことから、仮説は支持される。

6 おわりに

本稿では、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視していることが決算発表日の分散に寄与することを実証的に示した。本稿の貢献は、他の企業の決算発表日との兼ね合いで決算発表をどの日に行うのかを決定づける企業特性を解明することが極めて少数の先行研究においてしか試みられていない中で、決算発表日の分散に寄

与する企業特性を新たに解明したことである。

本稿で得られた証拠は、内部統制システムの構築に際して財務報告を重視するという企業の意向があれば、必ずしも直接的に規制しなくても、より分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性を確保できることを示唆している。それゆえ、コーポレートガバナンス・コードなどの強い拘束力を持たないソフト・ローを通じて内部統制に対する企業の意識改革を促すことも、政策的に取り得る選択肢の1つであろう。

証券市場の効率性を確保するには、決算発表日の集中を回避して、その分散が図られるよう一層推し進める必要がある。決算発表日の分散に寄与する企業特性をさらに解明することが期待される。

謝辞

本研究は、JSPS科研費 JP19K02027の助成を受けたものです。

注

- (1) 先行研究では、決算発表日の集中により証券市場の効率性が阻害されることを示唆する証拠がすでに提示されている (例えば、梅澤, 2003; Hirshleifer et al., 2009; 森

- 脇, 2016など)。
- (2) 内部統制とは、「事業体の取締役会, 経営者およびその他の構成員によって実行され, 業務, 報告およびコンプライアンスに関連する目的の達成に関して合理的な保証を提供するために整備された1つのプロセス」である (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, 2013= 八田・箱田監訳, 2014)。
- (3) 正村 (2003) は, 分析視点と分析対象の両面から情報現象を捉えて, 社会情報学の基本的性格を論じている。本稿では, 基本方針についての適時開示という情報現象を分析視点として位置付けるとともに, 決算発表という情報現象を分析対象として位置付けて, 証券市場における情報の伝達過程を実証的に解明している。したがって, 正村 (2003) の見解に倣えば, 本稿は, 社会情報学に類する研究である。
- (4) 内部統制の報告目的には, 信頼性, 適時性, 透明性またはその他の観点が含まれるとされている (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, 2013= 八田・箱田監訳, 2014)。報告の「適時性」といった場合には, 一般的には, いつ報告をするのかとの兼ね合いでより早いタイミングで報告が行われているかどうかが含まれていることが多い。しかし, 他の企業の報告タイミングとの兼ね合いでより分散したタイミングで報告が行われているかどうかという観点からも, 報告の「適時性」を捉えることができよう。
- (5) 平成17年制定会社法施行日前に基本方針について適時開示している企業もサンプルに含めることができるように, 対象とした期間を施行日である2006年5月1日からとはしていない。
- (6) 適時開示の表題を検索して, 基本方針につ
- いての適時開示をできる限り漏れなく収集している。
- (7) 基本方針についての適時開示の訂正が後に公表されていて, 取締役会決議日が訂正されている場合には, 訂正後の決議日を用いている。
- (8) 本稿では, 実社数を「社」と表記し, observationを「社一年」と表記している。
- (9) 当該企業が基本方針について行った1回目の適時開示においては, 基本方針の改定についてである旨が明示されておらず, 最初に基本方針を制定したときから適時開示をしていると推定される企業で, なおかつ当該企業が基本方針について行った1回目の適時開示に記載されていた取締役会決議日が, 2006年7月29日以前となっており, 最初の基本方針が設定された日とみて妥当であった企業に係るobservationに限定している。これは, 平成17年制定会社法の施行前に委員会等設置会社 (商法特例法1条の2第3項 [平成17年法律87号廃止前]) ではなかった大会社である取締役会設置会社は, 平成17年制定会社法の施行に伴い, たとえ施行日前日の2006年4月30日に取締役会を開催していたとしても, 遅くとも3か月後の2006年7月29日までには施行後初の取締役会を開催して基本方針を決定する必要があったことを踏まえたものである (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令14条, 会社法363条2項)。上記のとおり当初サンプルとする企業を限定したことに伴い, 151社についてのパネルデータ190社一年が, サンプル候補から除かれている。
- なお, 平成17年制定会社法の施行前にすでに基本方針の決定が明文により義務付けられていた委員会等設置会社であった

(商法特例法21条の7第1項2号〔平成17年法律87号廃止前〕)と確認できた企業は、サンプル候補には含まれていなかった。そのため、基本方針を決定する必要が生じたタイミングは、サンプル候補とした企業間で同じである。施行前に委員会等設置会社であったかどうかは、日経NEEDS-Cgesに含まれている「委員会等設置フラグ」のデータを利用するなどして、施行日からみて直前に開催された定時株主総会の対象となる事業年度の有価証券報告書記載ベースで判断している。

- (10) 日本の上場会社が債務超過となることは、実務上稀であることから、下記の値がそれぞれ負となっており、債務超過であるとみなしたobservationを異常値と判断している（連結優先かつ日本基準優先で選択）。
 連結・日本基準の場合：純資産－新株予約権－少数株主持分 ただし、ここでいう「少数株主持分」は、2015年4月1日以後を期首日とする決算期の「非支配株主持分」に相当する。
 連結・米国基準の場合：資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋その他の包括利益累計額－自己株式
 個別・日本基準の場合：純資産－新株予約権

さらに、日本の上場会社が極めて甚大な赤字を計上することも、実務上稀であるため、当初サンプルから変則決算企業やROAの作成に必要なデータをデータベースから入手できなかったobservationを除いた525社についてのパネルデータ1,549社一年のうち、ROAの下位1%以下のobservationを異常値と判断している。なお、当初サンプルには、ROAの値が異常に大きいobservationは含まれていなかったため、上限の異常値処理はしていない。

- (11) 本文中斜体となっているテキストは、変数名である。変数の定義は、表-1に示し

ている。

- (12) (1)式の左辺では、変数が潜在変数となっていることを明示するため、アスタリスクを付けて $RELEASE_{it}^*$ と表記している。
- (13) 尤度比検定(likelihood-ratio test)の結果、両式とも、各企業の観察されない異質性(各企業固有の効果)の分散はゼロであるとの帰無仮説を1%水準で棄却したため、統計的にプールドモデルよりもランダム効果モデルが支持される。
- (14) コントロール変数の選択は、記虎(2021a, 2022)に依拠している。ただし、(1)式については、*決算期末後45日以内D*と*決算発表時期*をそれぞれ追加しても推定している。*決算期末後45日以内D*が*決算発表時期*と同様により早いタイミングの観点からみた決算発表の適時性を示しており、mediator variableであるとみれば、(1)式にこれらの2変数をそれぞれ追加することは、企業の財務報告志向がより早いタイミングの観点からみた決算発表の適時性に影響を及ぼすことを經由して、より分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に間接的に及ぼす影響(indirect effect)を遮断して、企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼす影響をdirect effectで推定することを意味する。他方で、企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼす影響をtotal effectで推定するには、(1)式にこれらの2変数はいずれも追加してはいけない。

後述のようにサンプルから得られた決算発表の最集中日がより早いタイミングの観点からみた決算発表を行い得る平均的な日にほど近いことから、より早いタイミングの観点からみた決算発表の適時性とより分

散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性が単純な線形の比例関係にはない可能性もあり得る。このことからすると、**決算期末後45日以内D**は、むしろ後述の東証の決算発表の早期化要請に対する順応性を代理しており、competing variableであるとみることでもできる。このようにみると、(1)式に**決算期末後45日以内D**を追加してもしなくても、企業の財務報告志向がより分散したタイミングの観点からみた決算発表の適時性に及ぼす影響をtotal effectで推定していることになる。ただし、未知のconfounder variableが存在することに伴うbackdoor pathを閉じることができるので、**決算期末後45日以内D**は(1)式に追加しておく方が望ましい。

決算期末後45日以内Dがmediator variableであるのかそれともcompeting variableであるのかは、検証モデルからは分からない。しかし、この変数を(1)式に追加するかどうかにかかわらず、仮説を支持する推定結果が得られれば、頑健な証拠を得たと言える。

なお、(2)式については、サンプルとした各決算期の決算発表の最集中日は当然に一意に定まるため、**決算期末後45日以内D**や**決算発表時期**をそれぞれ追加しては推定していない。また、PREFERENCEとして**財務報告志向度 α** を用いる場合には、両式ともに併せて**志向時期弁別**を追加している。内部統制システムの構築姿勢を示す変数としては、両式ともに**改定経験済み回数**と**最大改定回数**に対して主成分分析を行うことで作成した**構築姿勢**を用いている。

- (15) 記虎(2022)では、企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及が基本方針の各事項の見出し部分で出現していれば目立つため、言及が見出し部分で出現していれば、内部統制システムの構築

に際して企業が財務報告を重視していることが一層強く表象されていると解釈している。そして、言及が基本方針中の「どこで」出現しているのかに着目して、企業の財務報告志向が定量化されている。

- (16) observationにマッチングできた基本方針についての適時開示であるかどうかかわからず、最終サンプルとした524社につき会社法施行規則(平成18年2月7日法務省令第12号)の公布日である2006年2月7日から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示で、TDnetデータサービスから収集できたすべてのものを対象としている。

- (17) 基本方針についての適時開示に基づく。なお、最終サンプルとした企業では、基本方針の中で企業の財務報告志向が表象されているとみることのできるいずれかの言及がいったん出現するようになると、その後基本方針を改定していても2009年3月31日公表分までの間にはいずれかの言及が引き続き出現しており、途中で出現しなくなる企業はなかった。

- (18) 企業の財務報告志向が表象されているとみることのできる言及が字句どおりに出現しているかどうかを一律に識別することで、解釈上のバイアスや識別の曖昧さを排除して、コーディングの信頼性と客観性を確保している。なお、基本方針についての適時開示において基本方針の改定部分のみが示されている場合には、それ以外の部分についてはすでに適時開示されている直近の基本方針の内容を引き継いでいるとみなしている。また、言及全体が別の言及に完全に包摂されている場合には、重複して言及が出現しているとは識別していない。さらに、同じ言及が同一の基本方針の中で繰り返し出現していてもいなくても同列に取

り扱って、言及の出現の有無だけを識別している。

- (19) 認知的組織科学では、企業の言語資料には企業の目に見えない知識ないし認知が表象されていると捉えられている(喜田, 2007)。基本方針として定めなければならないとして明文で示されている事項の中には財務報告に係る事項は含まれていないことから(会社法348条3項4号, 362条4項6号, 399条の13第1項1号ロハ, 416条1項1号ロホ, 会社法施行規則98条, 100条, 110条の4, 112条), 基本方針の中で財務報告に係る事項についてわざわざ言及されているならば、内部統制システムの構築に際して企業が財務報告を重視していることが基本方針に表象されていると言える。なお、上記の明文で定められている事項は、平成26年改正会社法において改正前(会社法348条3項4号, 362条4項6号, 416条1項1号ロホ [平成26年法律第90号による改正前], 会社法施行規則98条, 100条, 112条 [平成27年法務省令第6号による改正前]) よりも拡充されている。

- (20) 企業の財務報告志向を間隔尺度として定量化できるように、カテゴリカル・データに対して便宜上用いられるinteger (raw) scoring法のほか、数量化Ⅲ類(ただし、実際には、アイテム・カテゴリー型の数量化Ⅲ類と数理的に同等の相関行列を用いた主成分分析)を利用している。

財務報告志向度 b は、単にマッチングされている基本方針の中で言及が出現しているかどうかと、さらに基本方針を最初に制定したときから言及が出現していたかどうかに着目したデータ行列から作成している。これに対して、志向時期弁別と財務報告志向度 c は、マッチングされている基本方針の中で言及が出現しているが、基本方

針を最初に制定したと推定されるときから出現していたのか、それともその後に基本方針を改定したと推定されるときから出現するようになったのかに着目したデータ行列から作成している。上記の2つのデータ行列が持つ情報量は等価である。しかし、数量化Ⅲ類では、出発点とするデータ行列の構造が異なれば得られる解が変わる。どのように構造化されたデータ行列を用いるべきかは、専ら研究目的に依存する。なお、言及が1つも出現していない企業を含んでは定量化できないため、いわゆるフリー・チェック型の数量化Ⅲ類は利用していない。

- (21) 通期の決算発表は、「決算期末後45日以内」に行われるのが適当であり、「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に行われるのがより望ましいとされている。
- (22) 最集中日回避 D の値が0となる企業の決算発表日は、いずれの決算期についても決算発表時期として適当であるとされる「決算期末後45日以内」のうち最も遅い45日目(平日)に対応している。決算発表時期の平均値が-42.19であることから、サンプルから得られた決算発表の最集中日は、より早いタイミングの観点からみた決算発表を行い得る平均的な日にほど近い。
- (23) integer (raw) scoring法に対しては疑問を呈して批判する向きもあるが(林, 1993など)、少なくとも本稿のサンプルに限っては、定量化の結果は、数量化Ⅲ類の場合と大差ない。
- (24) 最終サンプルを用いて、財務報告志向度 a 、財務報告志向度 b 、財務報告志向度 c の3変数をそれぞれ被説明変数とし、社外取締役比率(銀行)と社外取締役比率(その他)の2変数を説明変数とする定数項ありの複数の検証式を作成してランダム効果回帰モ

デルで推定したところ、どの検証式でも説明変数とした2変数の係数推定値はすべて正で、これらの2変数の係数推定値の有意性検定に際してクラスター・ロバスト標準誤差を用いて計算したz値は、最小でも1.65 (10%水準で有意) で、最大では3.19 (1%水準で有意) であった。つまり、銀行に職務経験があるか当該企業と密接な関係性のないその他の社外取締役の中には、会計や財務に精通して財務報告の重要性を正しく認識している者が少なからず含まれていると期待されるが、こうした社外取締役が取締役に占める割合が高い企業ほど、組織レベルでも内部統制システムの構築に際して財務報告を重視していると解釈できる。

参考文献

- Bamber, E. M. et al. (1993) Audit Structure and Other Determinants of Audit Report Lag: An Empirical Analysis, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 12(1), pp.1-23.
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013) *Internal Control-Integrated Framework*, American Institute of Certified Public Accountants, Durham, NC. (八田進二・箱田順哉監訳 (2014) 『COSO内部統制の統合的フレームワーク—フレームワーク篇』, 日本公認会計士協会, 227p.)
- deHaan, E. et al. (2015) Market (In)Attention and the Strategic Scheduling and Timing of Earnings Announcements, *Journal of Accounting and Economics* 60(1), pp.36-55.
- 林知己夫 (1993) 『数量化—理論と方法—』 朝倉書店, 233p.
- Hernán, M. A. and Robins, J. M. (2020) *Causal Inference: What If*, Chapman & Hall/CRC, Boca Raton, 311p. <<https://www.hsph.harvard.edu/miguel-hernan/causal-inference-book/>> Accessed on 2022, September 28.
- 樋口耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—』 (第2版) ナカニシヤ出版, 250p.
- Hirshleifer, D. et al. (2009) Driven to Distraction: Extraneous Events and Underreaction to Earnings News, *The Journal of Finance* 64(5), pp.2289-2325.
- Impink, J. et al. (2012) Did Accelerated Filing Requirements and SOX Section 404 Affect the Timeliness of 10-K Filings? *Review of Accounting Studies* 17(2), pp.227-253.
- 石塚博司・河栄徳 (1992a) 「決算集中化が会計の情報効果に及ぼす影響(一)」, 『会計』142(1), pp.88-102.
- (1992b) 「決算集中化が会計の情報効果に及ぼす影響(二)」, 『会計』142(2), pp.262-273.
- Khlif, H. and Samaha, K. (2014) Internal Control Quality, Egyptian Standards on Auditing and External Audit Delays: Evidence from the Egyptian Stock Exchange, *International Journal of Auditing* 18(2), pp.139-154.
- 喜田昌樹 (2007) 『組織革新の認知的研究—認知変化・知識の可視化と組織科学へのテキストマイニングの導入—』 白桃書房, 164p.
- 記虎優子 (2017) 「内部統制システムの構築が決算発表時期の改善に与える影響—内部統制システム構築の基本方針についての適時開示に着目して—」, 『社会情報学』6(1), pp.1-18.
- (2021a) 「決算発表の早期化と企業の財務報告志向の関係」, 『社会情報学』9(2), pp.37-53.
- (2021b) 「企業の透明性志向が株主総

- 会開催日の分散に与える影響」, 『社会情報学』 10(2), pp.37-53.
- (2022) 「内部統制システムの構築に際する企業の積極性と財務報告志向が決算発表の適時性に与える影響—両者の交互作用効果に着目して—」 『社会情報学』 11(2), pp.29-45.
- Lee, H. Y. et al. (2008). A Comparison of Reporting Lags of Multinational and Domestic Firm. *Journal of International Financial Management and Accounting* 19 (1), pp.28-56.
- 正村俊之(2003)「情報社会論から社会情報学へ」, 伊藤守ほか編『パラダイムとしての社会情報学』早稲田大学出版部, pp.21-67.
- 森脇敏雄 (2015) 「決算発表集中日の選択・非選択とその決定要因—バッド・ニュースに対する短期的な株価反応の観点から—」, 神戸大学大学院経営学研究科大学院生ワーキング・ペーパー 201508a. <<https://www.b.kobe-u.ac.jp/stuwp/>> Accessed 2022, September 28.
- (2016) 「年次決算発表の集中化と利益情報に対する株価形成」, 『証券アナリストジャーナル』 54(11), pp.83-93.
- 森脇敏雄・音川和久 (2017) 「決算発表の集中化が業績関連ニュースの報道に与える影響」日本会計研究学会第76回全国大会自由論題報告.
- Munsif, V. et al. (2012) Internal Control Reporting and Audit Report Lags: Further Evidence, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 31(3), pp.203-318.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践—』新曜社, 211p.
- Sengupta, P. (2004) Disclosure Timing: Determinants of Quarterly Earnings Release Dates, *Journal of Accounting and Public Policy* 23(6), pp.457-482.
- 東京証券取引所 (2006) 「決算短信の総合的な見直しに係る決算短信様式・作成要領試案の公表及び意見募集について」日本取引所グループウェブサイト. <<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/060728.html>> Accessed on 2022, September 28.
- 梅澤俊浩 (2003) 「決算発表の集中化が投資家の行動に及ぼす影響」, 『産業経営』(早稲田大学) 34, pp.37-51.

研究

刑務所ラジオにみる「承認」のコミュニケーション —受刑者とDJへのインタビューから

Communication of “Approval” in Prison Radio: Interviews with
Prisoners and DJs

キーワード：

刑務所ラジオ, ナラティブ・アプローチ, ケア・コミュニケーション

keyword：

prison radio, narrative approach, care communication

名古屋大学大学院情報学研究科 芳賀美幸
Graduate school of Informatics, Nagoya University Miyuki HAGA

要約

本研究の目的は、刑務所で受刑者の社会復帰支援を目的に放送されているラジオの音楽リクエスト番組における、リスナーが番組の聴取とメッセージの投稿を通じて番組に参加する意義と、DJとリスナー間のコミュニケーションの様相を明らかにすることである。名古屋刑務所豊橋刑務支所で放送されている番組「リクガメ」を対象として、受刑者の聴取実態について質問紙調査を実施し、受刑者とDJにインタビューを行った。結果をナラティブ・アプローチとケア・コミュニケーションの視座から考察したところ、(1)リスナーはメッセージの投稿を通じて、自身の生活や人生を省察し、自己の物語を作り上げていると示された。この時、メッセージテーマとリクエスト曲が、物語の筋立てを手助けしていた。さらに投稿者だけでなく、聴いているだけのリスナーも、他者の物語を自身に照らし合わせ、自らの物語を更新する手がかりとしている可能性が示唆された。(2)DJとリスナー間のコミュニケーションは相手に対する承認が基本にあり、リスナーの語りを後押ししていた。語り手にとって自己の物語を語り、他者に承認されることは、自己を肯定されることの喜びや安心感を与えてくれるとともに、犯罪や暴力の連鎖から抜け出して新たな自己を生きる手助けとなる可能性を有しているという点で、ケアにつながる

原稿受付：2023年4月18日

掲載決定：2023年10月24日

る可能性がある。本研究は、社会から孤立しがちな受刑者をケアし、包摂するメディア・コミュニケーションの可能性を示した。

Abstract

The purpose of this study was to clarify the significance of listeners' participation through listening and sending messages in the context of a radio program broadcast to support prisoners' reintegration into society. Attention was also paid to communication between DJs and listeners. A questionnaire survey on prisoners' listening tendency was administered regarding the "Rikugame" program broadcast at the Toyohashi Penitentiary Branch of Nagoya Prison. Prisoners and DJs were also interviewed. In this paper, the results are discussed from a narrative approach and the care communication perspective. The results showed the following. Firstly, through sending messages, listeners reflected on their lives and created biographical stories. Secondly, the themes of the messages and the requested songs helped develop story plots. Furthermore, it was suggested that persons listening to others' messages compared the stories others shared to their own and used them as clues to update their own narratives. Thirdly, the communication between DJs and listeners was based on mutual approval, which encouraged the listeners' storytelling. For the storytellers, telling their stories and receiving approval from others may have been valued because the affirmation brought them joy and peace of mind and helped them break the cycle of crime and violence and live a new life. Hence, this study revealed media communication's potential as a means to care for and include prisoners who tend to experience social isolation.

1 はじめに

刑務所ラジオとは、刑務所の職員や地元のコミュニティFM局によって、受刑者の社会復帰支援を目的に制作され、多くの場合、所内限定で放送されている音声番組である。札幌、府中、富山、松本、岡山、山口、福岡など、各地の施設で実施されている。多くがリスナーから音楽のリクエストとメッセージを受け取り、コメントを返すという「DJスタイル」であり、受刑者は聴取とメッセージ投稿を通じて番組に参加している。

本研究では、刑務所ラジオにおいて、リスナーが番組に参加する意義と、DJとリスナー、リスナー同士のコミュニケーションの様相を明らかにすることを目的とする。受刑者を取り巻く環境を踏まえた上で、番組参加の意義をナラティブ・アプローチとケア・コミュニケーションの視座から考察する。メディアを単なる情報の媒介物ではなく、自己の物語を語る場（加藤，2015，小川，2015）としてとらえたとき、刑務所ラジオがリスナーにとって自己を省察し、物語る場となりうる可能性を明らかにする。

2 研究背景

2.1 「沈黙」の刑務所

日本の刑務所の特徴は、沈黙である。人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチは、1995年の報告書で、日本の刑務所では、受刑者は人と接触する機会を奪われ、大きな音を立てることが禁じられ、懲罰の対象になることさえあると指摘している。

沈黙を強いる刑務所のシステムの根底には、受刑者の人間性の軽視がある。そのことが世に問われるきっかけとなったのが、2001～2002年に名古屋刑務所で刑務官が受刑者を死亡させた事件である。事件を契機に、受刑者の処遇に関する監獄法が改正され、受刑者の人権の尊重を定めた刑事収容施設法が新たに施行された。刑務所の役割も、

罪を犯した者に「懲らしめ」を与えるよりも、刑期を終えた後に円滑に社会復帰し、再び罪を犯さずに生きていくための支援が重視されつつある。

法改正から二十年近くが経とうとしているが、刑務所の状況は根本的には変わっていない。受刑者は刑務作業中や食事中は原則、会話は禁止されており、自由に会話できる時間は限られている。安田（2020）は、社会において他者とのコミュニケーションが極めて重要であるにもかかわらず、刑務所では他者と接する機会が圧倒的に少ないため、受刑者は自らの意思を表示することができず、そのことが出所後に対人関係のトラブルにつながったり、生活再建のために必要な福祉サービスなどにつながることを阻んでいると指摘している。

一方で、他者との対話を通じて、受刑者の人間的な成長を促そうとする試みもある。「治療共同体（Therapeutic Community：TC）」というアプローチが、欧米を中心に広まっており、日本でも導入されつつある（毛利・藤岡，2018）。TCで重要視されているのが、自身の感情を感じ取り、理解し、表現する「エモーショナル・リテラシー」の習得だという（坂上，2002，2022）。自分自身がいま何を感じているのかを分からず、感情を言葉にできない状態においては、暴力が表現手段になりかわってしまうことがある。他者との対話の中で、自分の感情を理解し、適切に表現できるようになることで、暴力という手段に頼らずに生きていけるようになると考えられている。

このように、受刑者のコミュニケーション機会を確保し、他者との関わりの中で自己の感情を理解し、表現する能力の獲得が、改めて注目されるようになっている。

2.2 刑務所ラジオにおける受刑者の参加

刑務所ラジオは、日本だけでなく、イギリスやアメリカ、オーストラリアなど欧米諸国でも放送されており、海外ではオルタナティブ・メディアや市民メディアの視座から研究が進みつつある。

中にはリスナーを受刑者に限定せず、広く一般の人々に向けて放送されている音声番組も含まれる (Prison Radio International, 2021, Anderson, 2012)。

イギリスでは、イングランドとウェールズの100以上の刑務所で番組を放送するラジオ局「Prison Radio Association」が、公共放送BBCとパートナーシップを結び、受刑者がプロのラジオプロデューサーと番組を作っている。受刑者によるラジオ制作は、社会復帰に向けて当事者の視点から有効な情報の提供につながる (Bedford, 2018) と同時に、受刑者が読み書きやICTのスキル、コミュニケーション能力を高める機会になる (Bedford, 2018, Wilkinson and Davidson, 2008)。また、ドイツの刑務所で受刑者が制作するポッドキャストを分析したKiernan (2021)は、受刑者に自身の物語を語る機会を与えることで、肯定的なアイデンティティの獲得につながる可能性がある」と述べる。イギリスとドイツの事例は、受刑者の番組制作が、実用的なスキル獲得と同時に、自分の内面に向き合い、自らの声を発信していく機会と認識されている。

オーストラリアでは、受刑者やその家族が参加するリクエスト番組が制作されており、地域住民も聴くことができる。住民にとって番組で紹介される受刑者らのメッセージを聴くことは、受刑者を一人の人間として認識し、刑事司法の問題に関心を寄せる機会となっているという。受刑者の番組参加はメッセージの投稿と音楽のリクエストを通してであり、受刑者が制作に関わるイギリスと比較したとき、参加形態は異なるが、自身の考えや意見を表明する機会のない受刑者が声をあげる機会を提供し、刑事司法に関する議論を喚起している点で意義がある (Anderson and Bedford, 2017)。

上記のような海外の刑務所ラジオに対して、国内の刑務所ラジオは形態が異なる。受刑者の番組参加は、聴取と番組へのリクエスト、メッセージ

の投稿に限られている場合がほとんどであり、多くが放送を所内に限定している。刑務所とメディアの関係史を概観した坂田 (2019) によれば、現在多く見られる「DJスタイル」のリクエスト番組は、1979年に富山刑務所で放送が始まった「七三〇ナイトアワー」が先駆で、各地に広まっていったとみられる。坂田は、番組において、DJは「コメントは行わないか、行っても最小限に留めて」おり、受刑者のメッセージはいったん他者の言葉と声を借りて、本人へと循環していくという点で、番組は「自分自身の内面を見つめ続けなければならない『自己監視』の装置」(坂田, 2019: 119-120) だと述べる。坂田の調査は文献調査と数か所の刑務所ラジオ担当者へのヒアリングに留まり、各施設で番組を担当するDJによって態度が異なる可能性がある。実際、国内の刑務所ラジオは各施設の判断で実施されており、個々の取り組みの詳細は、法務省矯正局でも把握していない状態である。

たとえば、札幌刑務所で放送されている番組「苗穂ラジオステーション」について受刑者にアンケートを行った村崎 (2018) によれば、受刑者からDJに対して「コメントが励みになる」「もっと厳しくアドバイスをしてほしい」などの意見があったといい、DJが番組で親身にコメントし、それが受刑者の心に響いている様子がうかがえる。

ところで、日本においても、収容者が制作過程へ関与する事例がないわけではない。例えば岡山刑務所で放送されているリクエスト番組では、受刑者がDJを務めている。過去にさかのばれば、1962年に発刊された矯正施設などの関係者向けの専門雑誌では、久里浜少年院内の番組で、在院生が企画構成するコーナーが放送されていることが報告されている。菅田 (1962) は、在院生が番組を積極的に聴取するようになったとしつつ、「矯正教育との結びつきが非常に希薄で、放送者側にはお道楽的な要素があり、聴く側には単に面白いから聞いているという態度」(菅田, 1962:

2) があると述べる。

海外と比べて日本における受刑者の番組参加が制作過程への関与に広がらず、聴取とメッセージ投稿に留まる理由の一つに、所内番組が「矯正教育」「社会復帰支援」の目的を掲げつつも、その教育的意義が具体的に示されていないことがあると考えられる。先に触れた村崎の実施したアンケートにおいても、課題として、番組の意義を理解している職員が少ないことが述べられている。

日本において、刑務所ラジオに関する研究の蓄積がほとんどない中で、本稿では受刑者の番組への参加を起点に、DJや他のリスナーとのコミュニケーションから、活動の意義を考えていく。

2.3 自己を語る場としてのメディア

本研究では、刑務所ラジオにおいてリスナーがメッセージを投稿する、番組を聴くという過程をナラティブ・アプローチの視座から考察する。人間の行為や関係を「物語」という視点からとらえ直すナラティブ・アプローチは、人文科学や社会科学の領域で近年、注目されている。ここで物語とは「2つ以上の出来事をむすびつけて筋立てる行為」（やまだ、2000：147）を指すこととする。

メディア上ではさまざまな物語が行き交っている。たとえば、なにが不可解な事件が起きたときに、新聞やテレビは犯人がなぜこのようなことをしたのか、その動機を報じる。犯人はこれまでどのような人生を歩んできたのかを知ることで、私たちは、犯人がその行為に及んだ背景に思いを巡らす。この時、私たちは、ある事件をひとつの物語を通じて理解しようと試みている。このように、物語という形式は、不可解な現実を組織化して一定のまとまりをもったものとして現実理解を助ける（野口、2002）。私たちはメディアを通じて、日々さまざまな物語に触れる中で、この世界で起きていることを理解しようと試みているのである。

自己の成り立ちを考える上でも物語という形式は重要となる。Bruner (1990=1999) は、自分

自身に関する物語を語ることで自己はつくられていくと主張した。私たちは自分が何者であるかを説明するとき、自身の経験した人生のさまざまなエピソードのうち、あるものを選び出し、ある筋に沿って並べていく。このエピソードの選択と配列を通してはじめて「私」が現れてくる（浅野、2001）。そして、私たちは日々、自己を語り、自己物語を更新させながら生きている。

野口（2002）は、新たな自己物語が生まれる場として、コミュニティのもつ可能性に着目している。同じ問題や病気を抱えた人びとが集まるセルフ・ヘルプ・グループなど、多様な語りが出会う場では、誰かの語りが刺激となって、当人のこれまで語られてこなかったことが語られる可能性がある。そうして語られる「私」の物語は、他者によって聞き届けられることで、より確かなものとなる。その人は「人前で自分のことをそのように語った人」として、語る前とは違う存在になるのだ（野口、2002）。

「私」の物語は、メディアが形成するコミュニティを通じて立ち上がってくることもある。加藤（2015、2022）は、「メディア社会では、メディア表現行為を通じて、自己のアイデンティティが物語られ、語られることで自己に輪郭が与えられる」とし、メディアを自己物語の場であるとする（加藤、2015：4）。また、小川（2015）は、地域メディアが、人びとが物語を交わし合う「ひろば」としての役割を持つと述べる。ひろばは、自分の物語が誰かに影響を与えると同時に、「日常生活では出会わないような他者（強者、弱者を含む）の経験や想いの物語を想像力でもって聴くことで他者の世界の理解を試み、同時にその物語の群れから自らが生きていく上で参照できそうな物語を選び取ってゆく」（小川、2015：54）のである。

自己の物語を語り、他者の物語に触れる場としてのメディアの一つに、ラジオのリクエストプログラムがある。真鍋（2007）は、番組にメッセー

ジを送ることは、音楽によって喚起される記憶をたどって、自らの人生を懐古し、意味づける過程であり、同時に話題提供者として番組に寄与することであると述べている。記憶の懐古は、記憶に紐づく感情の喚起であり、その感情はメッセージを通じて、番組を聴いている他のリスナーにも伝播していく。ここで「聴く」という行為を通じて番組に参加しているリスナーたちも、また「語り手の言葉を触媒にして、自分自身と語っている」

(藤竹, 2009: 71) ののである。このように、ラジオには、リスナーが他者の物語に自分の人生を重ね、自己の物語を作り上げていくことを促す機能があるといえる。そして、DJと他のリスナーは語られた自己物語を承認してくれる存在である。

刑務所ラジオに寄せられる受刑者のメッセージには、それぞれの人生の経験や日常の出来事がつづられており、自己物語の要素が含まれている可能性がある。そして、受刑者という同じ境遇にいるリスナー同士の内にあるそれぞれの物語が番組を介して出会うことで、更生に向かう新たな自己物語が立ち上がってくる可能性もある。そこで、本稿では、刑務所ラジオにおいて受刑者の番組聴取、メッセージ投稿が自己物語の構築につながる可能性について、受刑者へのインタビューと実際の投稿内容から検討する。

2.4 メディアにおけるケア・コミュニケーション

「ケア (care)」とは、世話、配慮、関心といった意味があり、近年、メディア研究においてもケアの概念が導入されつつある (林, 2011, 小玉, 2012, 引地, 2020)。林 (2011) は、マスメディアの倫理観として、「ケアの倫理」に基づくジャーナリズムを提示した。心理学者キャロル・ギリガンによって世に問われた「ケアの倫理」は、人間関係やつながりを重視し、誰一人として取り残さないという「包摂」の理念であり、〈他者のニーズにどのように応答すべきか〉という問いかけが重視される。小玉 (2012) は、メディアが媒介

するコミュニケーションにケアを位置づけ、あるメディアが「ケア・コミュニケーション」になるかどうかは、その内容が心の回復や癒しにつながるかどうかで決まると述べている。どのような内容が心をケアするかは、状況や人によって異なる。一般的には、他者の自分への共感や理解が必要であり、共通体験によってもたらされることもあれば、共通体験はなくても他者の状況を慮ることができる専門家などの人びとによってもたらされる。メディアの中でもラジオに注目した金山 (2020) は、コロナ禍で人とのコミュニケーションがままならないときに、ラジオを通じたDJとリスナー、リスナー同士のやり取りが不安や孤独を軽減させたことを例に、ラジオの特徴であるインタラクティブなコミュニケーションが、ケア・コミュニケーションを実現させると述べている。

メディアを自己物語の場としてとらえたとき、語り手が自己の物語を語る事が慰めや癒しにつながっていくことも考えられる。加藤 (2022) によれば、人はメディア空間において非対面や匿名の利点を生かしながら自身の物語を無条件で受け容れてくれる他者に対して、自己を語ることで、自己物語の再構築を試みる。そうして見出された自己の再生という希望は、幻想に終わることもある (加藤, 2022: 186)。

刑務所ラジオにおいて、リスナーが自己の物語を語る事が慰めや癒しとなり、自身の生活や人生に対する前向きさや希望を持つことにつながっていくとすれば、それを可能にするものは何か。そのような視点から、本研究では、DJとリスナー、リスナー同士のコミュニケーションを考察する。

3 研究対象・研究方法

本研究は、愛知県豊橋市にある女子受刑者を収容する名古屋刑務所豊橋刑務支所で月に1回、放送されているラジオ番組の事例調査による。この

「リクガメ」は2010年10月に開始された50分間の番組である。DJを務めるのは、地元「やしの実FM」(エフエム豊橋)のパーソナリティの渡辺欣生氏(男性, 50代)と、出所者の社会復帰をサポートする保護司の村松史子氏(女性, 70代)の2名で、いずれも同支所がある地域の住民で、ボランティアで活動する。収録は「やしの実FM」のスタジオで毎回行われ、放送は毎月第2土曜の午前8時10分から同9時ごろまでとなっている。受刑者は各々の居室で身支度などを行っており、各居室に設置されたスピーカーから番組が流れる。番組を聴きたくない場合は、職員に声をかけてスピーカーを切ることもできる。メッセージは、毎月のテーマに沿って、A4サイズ紙の両面に記入できる形式となっており、文字数の定めはない。

2021年9月10日にDJの渡辺氏(計54分, オンラインにて)、同月25日に村松氏(計53分, やしの実FMにて)にそれぞれ半構造化インタビューを行った。また、リスナーの聴取状況を把握するため2022年6~7月に、受刑者及び未決拘禁者を対象に質問紙調査を実施した。受刑者は全員女子であり、年齢層は20代~70代以上で、平均年齢は50.1歳である。未決拘禁者とは、裁判で刑が確定する前の被疑者・被告人であり、女子と男子を含む。質問項目(全10項目)は、過去の調査(村崎, 2018)の結果に基づいて検討し、作成した。配布・回収数は182部(受刑者155, 未決拘禁者27)で、有効回答数は166部(有効回答率91%)であった。その後、2022年11月18日に豊橋刑務支所にて、番組の聴取経験がある受刑者6名(A~F, 40~70代, 罪名は詐欺, 窃盗, 覚せい剤取締法違反のいずれか)に対して、半構造化インタビューを行った(計90分)。倫理的手続きは、調査の目的を説明し、学術研究以外でデータを使用しないことを約束し、調査協力の同意を得た。なお、調査への協力は任意のため、受刑者に対する質問紙調査、インタビュー調査といずれ

においても、番組を好意的に聴取している者が積極的に回答している可能性があることに留意されたい。

DJと受刑者へのインタビュー結果は、質的研究法の1つ、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)を用いて分析を行った。M-GTAは、人と人が直接的にやり取りする社会的相互作用に関わる研究、対象とする現象がプロセス性を有する研究に適している(木下, 2003)。本研究では、受刑者が番組聴取を通じてDJや他のリスナーと交流するプロセスにおいてどのような体験を得ているのかという個人的な経験を分析するため、M-GTAによる分析が有効だと考えた。

4 結果

4.1 番組参加の傾向：質問紙調査から

「リクガメを聴いたことがあるか」の質問(有効回答数:166)では、聴取経験があったのは80%(n=133)だった。番組を聴いたことがある者のうち、番組を聴く頻度(有効回答数:130)は、「毎回」87%(n=113)が大半を占め、「たまに」13%(n=17)であった。番組は受刑者に広く認知され、積極的に聴取されているといえるだろう。

リクエストの経験の有無(有効回答数:132)は、「ない」68%(n=90)が、「ある」32%(n=42)を倍以上上回り、「メッセージの投稿」を通じた番組参加よりも、「聴く」ことを通じて参加しているリスナーが多数を占めていた。「ある」と回答した者にリクエストをした理由(複数回答, 有効回答数:42)を尋ねると、「自分の好きな曲・思い出の曲を聴きたい」39件が最も多く、「自分の書いたメッセージをDJに読んでほしい」26件と続いた。「その他」6件の自由記述欄では、「他の受刑者のメッセージに励まされたので、誰かの励みになればと思い応募を始めた」「特殊な世界

の出来事はなかなか社会で話す事ができないので、ここで吐き捨てて前に進んでいけたら」などの回答があった。「リクエストした曲が流れたことがあるか」の質問(有効回答数:41)は、「ある」73% (n=30), 「ない」27% (n=11) だった。リクエストが採用され、メッセージを読まれた感想(複数回答, 有効回答数:30)で、多かった回答は「好きな曲が聴けて嬉しかった」26件、「DJのコメントがうれしかった」24件が並んだ。「その他」6件の自由記述欄では、「分かってもらえた時の嬉しさ」「聴いてほしいお話が沢山ありすぎて書ききれません」などの回答があった。リスナーがメッセージを投稿するのは、リクエストした曲が聴きたいという理由だけでなく、メッセージを通じて自身の置かれた環境や境遇に理解を示してくれるDJや他のリスナーとの交流を望んでいる様子が見えてきた。

一方で、メッセージを投稿するリスナーは、自身の思いや考えを文章としてまとめるだけの感情表現能力や言語能力を有しているともいえ、リスナーの中にはそうした能力を十分に有していない(と本人が思っている)者が一定いるとみられる。リクエスト経験が「ない」者にリクエストをしない理由(複数回答, 有効回答:84)をたずねると、「メッセージに書く内容が思い浮かばない」が43件と半数近くを占めた。「その他」28件の自由記述欄では、入所して間もない(5件)、刑務所の規則上の理由でリクエストを送ることを許可されていない(4件)といった物理的な制限を除いて、「うまく文章を書けないから」(4件)が多かった。このことから「聴く」ことに専念しているリスナーの中には、メッセージを書くことに困難さを感じている者が一定いることがわかった。

4.2 DJへのインタビュー

DJ 2名へのインタビューから21個の概念を生成し、6個のカテゴリーに統合した。【 】で囲んだカテゴリーごとに、〈 〉で示した各概念を

用いて説明し、ストーリーラインを記述する。

【受刑者の環境】

受刑者は、インターネットの利用は許されず、テレビの視聴やラジオの聴取も時間が定められているなど〈メディア利用の制限〉が課せられている。刑務官と受刑者、また受刑者同士の自由なコミュニケーションは〈厳格な規律〉によって制限されている。DJ 2名のうち村松氏は保護司としての経験の中で、出所者が直面することになる〈社会の無理解〉を感じてきた。

【番組を通じた社会復帰支援】

番組が放送目的として掲げる受刑者の社会復帰支援につながる要素を示している。DJはリスナーが「言いたいことを言える」(渡辺氏)ような語り掛けを意識しており、メッセージは文字数の制限を設けないなど、〈自由な表現〉を促している。実際に寄せられた内容からメッセージを書くという行為が受刑者にとって〈自己省察〉の機会になっていると考えている。また、〈出所後の生活への希望〉を抱いてもらうようなコメントを意識し、社会復帰に向けて動機を高めようとしている。番組構成はリスナーに関心を持ってもらうために、テーマを「私の得意技」「私の好きな刑務所の食事」にするなど〈楽しい話題の選定〉を意識しつつ、矯正教育に関わる宗教家の説法なども入れ、番組全体として〈硬軟を織り交ぜた構成〉にしている。

【DJの態度】

DJが意識しているリスナーに対する態度を説明している。聴き手が音声のみから話し手の人柄を想像するという〈音声メディアの特性〉を意識しつつ、〈友人のような存在〉として率直な思いをぶつけてもらえるよう、笑いを交えた「重くない」(渡辺氏)トークを心がけている。また、メッセージに対するコメントを通じて〈受刑者への承認〉を示し、リスナーが「自分を認めてもらった」

と思えるような語りかけを重視していた。〈**虚実の超越**〉は、メッセージの真偽はわからなくても書かれた言葉を信じるという姿勢を示している。

【DJの変化】

DJの渡辺氏は、番組をきっかけに刑務所や受刑者とのつながりを持つようになり、番組を継続する中で〈**番組作りのやりがい**〉を感じるとともに、受刑者に対する考えが変化してきた。個々のリスナーの経験や思いに触れ、〈**「犯罪者」に対する認識変容**〉を経験し、相手の事情や心中を想像しながらコメントを返す中で自らの〈**感情や言葉の深化**〉を実感していた。一方で、DJは番組をより充実させたいと考えているが、職員から〈**フィードバックの欠如**〉がある。

【リスナーの反応】

寄せられるメッセージには〈**家族への思い**〉を書いた内容が多い。受刑者は自由に音楽を聴くことができないが〈**音楽への思い**〉は強く、自分の好きな曲を聴きたいというのが番組参加の動機の一つとなっているとみる。また、他者の思い出の曲やメッセージを聴いたリスナーから、呼応した内容のメッセージが寄せられることもあり、DJは〈**リスナーの相互触発**〉を実感している。

【制作上の制約】

受刑者のメッセージは職員が内容に問題がないと判断したものがDJに手渡されており、個人情報保護の観点から個人名は出してはならないなど〈**刑務所側のルール**〉に基づき番組制作が行われている。番組を一般住民向けに放送する話も浮上したが、受刑者のプライバシー、被害者感情への配慮を考慮すると〈**一般放送のハードル**〉がある。

刑務所において受刑者は〈**メディア利用の制限**〉が課され、〈**厳格な規律**〉の中で他者とのコミュニケーションが制限されている。さらに出所した

後も〈**社会の無理解**〉の中で生活を立て直していかなければならない。番組では、そのような環境にいる受刑者に対する社会復帰支援を掲げており、それは次の要素から成る。DJは受刑者に〈**自由な表現**〉の場を提供し、メッセージの投稿を通じて〈**自己省察**〉を促し、コメントを通じて受刑者に〈**出所後の生活への希望**〉を抱いてもらうよう働きかけている。継続的に聞いてもらうために〈**楽しい話題の選定**〉を意識し、番組全体として〈**硬軟を織り交ぜた構成**〉にしている。またDJは〈**音声メディアの特性**〉を意識しながら、リスナーにとって率直な思いをぶつけられる〈**友人のような存在**〉であろうとしている。DJの受刑者への態度は、書かれた言葉をそのまま信じるという〈**虚実の超越**〉と、コメントを通じて〈**受刑者への承認**〉を示そうとする姿勢がみられた。番組制作を続ける中で、DJは〈**番組作りのやりがい**〉を感じており、〈**「犯罪者」に対する認識変容**〉や〈**感情や言葉の深化**〉といった自身の変化を実感している。番組をより良いものにしたいという思いがありつつ、刑務所職員らからの番組に対する〈**フィードバックの欠如**〉がある。また、DJは番組を通じて受刑者の〈**家族への思い**〉や〈**音楽への思い**〉に触れ、〈**リスナーの相互触発**〉も実感している。番組を制作する上では〈**刑務所側のルール**〉など一定の制約があり、地域向けに放送する話もかつて浮上したものの〈**一般放送のハードル**〉がある。

4.3 受刑者へのインタビュー

次に、受刑者6名へのインタビューから生成された16個の概念と6個のカテゴリーについて説明し、ストーリーラインを記述する。

【番組参加の動機】

リスナーが番組の魅力をどうとらえているかを示している。聴取という観点では、リスナーにとって番組で紹介されるメッセージは同じ受刑者が投

稿しているため、他のメディアに比べて〈身近な話題〉である。メッセージの投稿という観点では、メッセージに対するコメントを通じて〈DJの承認〉を求めていることが示された。

【娯楽による気分転換】

番組では社会復帰や更生というテーマに直接結びつかない話題も取り上げられおり、笑いを誘うような話や音楽を聴くという〈娯楽による気分転換〉も、受刑者にとって日々の活力となっている。

【自己省察から自己表現へ】

リスナーはメッセージを書く、他者のメッセージを聴く、曲をリクエストする、他者のリクエストした曲を聴くという過程において、〈記憶の懐古〉を経て、過去の経験を現在の視点から意味づける〈自己省察〉を行っている。さらに自身の中で沸き上がった思いや考えを他者に対してメッセージを通じて示す〈自己表現〉の機会になっている。

【他者とのつながり】

リスナーは他者の投稿したメッセージを聞きながら「こういう風に思っている人もいるんや」(B, 40代女性)と〈他者への想像〉を膨らませている。その中で、「生活している中で同じように戦っている」(A, 70代女性)などと〈他者への共感〉を抱き、励まされている。リスナーは他者のメッセージの内容の真偽は問わず、想像の中の他者に対して共感を見出すという〈虚実の超越〉が示された。

【刑務所の特殊性】

受刑者の置かれた一般社会とは異なる生活環境が、番組聴取にどのように影響しているかを示している。テレビやラジオの視聴は時間が決められている上、受刑者によってはテレビの視聴がまったく認められないなど〈メディア利用の制限〉が

ある。塀の中の生活は、季節の変化や時の流れを感じにくく、月1回の番組聴取が〈時間経過の実感〉につながっている。番組で取り上げられる話題によって、刑務所の外側(社会)に対して内側(塀の中)にいるという〈内と外の認識〉を深めている。

【コミュニケーションの形式】

受刑者が対面、またラジオを通じた他者とのコミュニケーションをどのようにとらえているかを示す。受刑者の中には「ここにいると(他の受刑者と)一体化しないといけないという暗黙のルールがある」(B, 40代女性)というように〈画一性の強制〉を感じ、〈直接的・対面のコミュニケーションの困難〉を抱えている者がいる。番組で紹介されるメッセージはラジオネームを使用するため〈間接的・匿名によるコミュニケーションの促進〉がみられた。メッセージの投稿はせず聴取のみをしている受刑者の中には〈書くことへの苦手意識〉を持っている者もいた。投稿した経験のある者の中にも、かつて同様の意識を持ちながら刑務所の中で教育プログラムを受けるうちに「文章力がついて(中略)リクエストもできるようになった」(D, 40代女性)という者がいた。

受刑者にとって番組参加の動機は、聴取という点では〈身近な話題〉が取り上げられることであり、メッセージ投稿という点では〈DJの承認〉を求めている。リスナーは番組にメッセージを書く・他者のメッセージを聴く、曲をリクエストする・他者のリクエスト曲を聴くという過程で、〈記憶の懐古〉から〈自己省察〉を経て、〈自己表現〉をしている。他者のメッセージを聴きながら〈他者への想像〉を膨らませ、〈他者への共感〉を抱いており、そこには〈虚実の超越〉がみられた。また、番組で紹介される音楽や笑いを誘うような話は、受刑者にとって〈娯楽による気分転換〉の機会となっており、刑務所という〈メディア利用

の制限)された空間で、番組聴取が〈時間経過の実感〉、刑務所の〈内と外の認識〉につながっていた。また、集団における〈画一性の強制〉がある中で、〈直接的・対面のコミュニケーションの困難〉を感じている者がおり、番組による〈間接的・匿名によるコミュニケーションの促進〉がみられる。一方で、〈書くことの苦手意識〉からメッセージの投稿をせず、聴取のみという者もいる。

5 考察

インタビューの分析から、番組を「想像の他者と出会う場」「自己の省察・表現の場」ととらえ、どのようにしてケアにつながるのかを考察する。

5.1 想像の他者と出会う場

受刑者の中には直接的・対面での他者とのコミュニケーションに困難を感じている人がいた。「自分はこういうことを本当は人に言いたいけど、人にいうとその反応がめんどくさい、怖いし邪魔くさい」(B, 40代女性)、「刑務所の中は怖いというのがあるって、一人の先生(職員)に話したと思っても他の人が聞いているから言えない」(C, 40代女性)などと、他者に心の内を明かすことへの抵抗感が示された。そのような中で、ラジオ番組のコミュニケーションの間接性・匿名性が他者と関わることへのハードルを下げ、番組が受刑者にとって、想像の他者に出会う場になっていると考えられる。

受刑者の中には、自身が刑務所に入っているという現実、そこでの生活を受け容れることへの抵抗から、他の受刑者と距離を置こうと葛藤している過程で、ラジオの聴取を通じて他者とのつながりを感じた者もいた。

一番初めはなんでここにきたんだという、現実を受け止められなくて、刑務所に慣れてはいけなかった。でもそしたら苦しくて。人ともあん

まり近すぎず、私は違うんだと思ったり。でもリクガメは聴いているうちに面白いなって思って。

(中略) 館内のことがわかるから。私ひとりじゃないんだっていう気持ちになる。心を閉ざしている時も他の人の話を聞いて楽しかった。

(F, 40代女性)

ここにいると他の受刑者と一体化しないとけないという暗黙のルールがある。刑務所の生活を普通と思いたくない、何も面白くないけど、(他の受刑者から)それを面白くない子はいらんってなる。でも、ぐれずにやっていますって(メッセージに)書いたんです。(DJの)渡辺さんやふみちゃんから「慣れちゃわないで、そのまま帰ってね」って言われて、そうかそれでいいのかと思った。

(B, 40代女性)

番組を介して、他のリスナーの存在を想像することで「ひとりじゃない」と思える。Ongは、話しに耳を傾けるということは、聴取者を一つの集団、一つ現実の聴衆につくりあげると述べ、ラジオなどの電気通信技術による「二次的な声の文化」は「強い集団意識group sense」を生み出すと指摘している(Ong, 1982=1991)。「リクガメ」のリスナーも番組を聴くことが、集団への所属感につながっているといえる。そのことが安心感をもたらすこともあれば、一方では、「受刑者」という集団ゆえに、現実を受け入れることをためらう者にとっては聴取の回避につながる可能性もある。

他のリスナーの存在とともに、DJのコメントも重要である。リスナーはDJのコメント内容から自分への配慮を感じるとともに、DJの声そのものに励まされる。北村日出夫は、ラジオから聞こえる《声》は、《顔》と同様に「固有名詞」的であり、身体性を保持し、人間を提示すると指摘する(北村, 1999)。刑務所で家族や友人らとの関りが制限されている受刑者にとって、声という生身の人間を想起させるコミュニケーションが、

孤独な日々での慰めになっていると考えられる。

5.2 自己の省察・表現の場

受刑者はメッセージを書く過程で、「こういうことが言いたかったのかな、自分は」(B, 40代女性)と自分の感情に気づき、「素直な思いを書けるようになったと実感するし、(文章の)組み立て方がわかってきた」(D, 40代女性)と他者に対する感情表現の仕方を身に着けつつあった。また聴いているだけのリスナーも、他者の投稿やDJのコメントを媒介に心の中でさまざまな感情を巡らせていた。番組への参加をきっかけに、これまでの人生を振り返りながら、現在の生活、出所後の生活について考える。その過程が個々の自己物語の構築につながっていくと考えられる。

5.2.1 投稿を通じた自己物語の構築

実際に番組に投稿されたメッセージからも、リスナーにとってメッセージを書く行為は、自己物語を語る行為であると考えられる。リスナーはメッセージを書く過程でこれまでの人生で経験してきたさまざまな出来事の中から特定の出来事を選び出し、並べ直して、筋の通る物語として再構成している。たとえば「花」というメッセージテーマに対して、ある受刑者は我が子からの手紙に歌詞がつづられていたNOBUの「いま、太陽に向かって咲く花」⁽¹⁾をリクエストした。

リクエストはNOBUの「いま、太陽に向かって咲く花」なのですが、実はこの曲、聞いたことがありません。知らない曲をリクエストしたんですね。子どもたちがくれる手紙の中に時折、歌詞が入っており、その中に花関係のものがいくつかありました。その中の一つです。(中略)どんな思いで書いてくれたかと思うと胸が苦しいです。この殺伐とした空間の中になると、普通は外にいる気にも留めない花や音、歌や季節の音、鳥の声、人の声などが愛おしく感じます。(中略)これか

ら何ができるか、今まで生きてきた何でも背負ってしまう考えを捨て、いいところってみんなが言ってくれるところはなくさず、日々頑張ります。一日も一日も早く帰れるように、子どもたちにたくさんのお花を咲かせてあげられるように、祈らずにはいません。どうか子どもたちが書いてくれた曲の一つを聞かせてください。

(「リクガメ」, 2021年4月放送回)

「花」というテーマから、我が子とのやり取り、生活の中でのささいな癒しの瞬間を連想し、現在の生活に励むことで、子どもとともに過ごす未来へとつなげていきたいとの思いが構成されている。また、「わたしのふるさと」というテーマで、ある受刑者はLiSAの「炎」⁽²⁾をリクエストした。

私は幼いころから両親がおらず、父方の祖父母に育ててもらったため、祖父母の存在が私にとってのふるさとです。(中略)私には帰れるふるさとというものがありませんが、祖父母は私の中に生き続けてくれているので、私のふるさととは私の心の中にあるのだと思っています。(中略)大切に育ててもらったというのにその思いを裏切って、五回も刑務所に入り、お盆にお墓参りにも行けない親不孝者の私。お盆の送り火と迎え火のかわりに、LiSAの「炎」をリクエストします。この曲の「強くなりたいと願い泣いた決意のはなむけに」という歌詞に、もう再犯を繰り返さないという決意を込め、祖父母にささげたいので是非お願いします。

(「リクガメ」, 2021年8月放送回)

「ふるさと」というテーマに対して、場所や土地ではなく、亡くなった祖父母の存在を挙げ、刑務所において行動を制限された自分と結びつけて、自身を「お墓参りにもいけない親不孝者」だと省みている。

物語るという行為は、バラバラになっている出

来事を「筋立て」し、理解可能な全体として編成し直す作業である (Ricoeur, 1983)。上記の2つのメッセージからは、メッセージテーマに加え、リクエスト曲が、自己物語を語る上での「筋立て」を手助けしている様子も見えてくる。松本 (2005, 2019) によれば、思い入れのある音楽を語ることは、当人にとって重要な出来事や他者の存在を想起させ、新たな語りを生む。さらに他者との対話において、言葉に比べて意味のあいまいさを持った音楽を媒介することで、語り手と聞き手の内に新たな意味が生み出されるという (松本, 2005, 2019)。所内番組におけるリクエスト曲は、投稿者が自己の物語を語る手助けをするとともに、他のリスナーにとっても曲にまつわる出来事について改めて思いを巡らせるきっかけになるといえる。

5.2.2 他者からの承認

自己物語が語られるとき、それを聞き届けてくれる人がいなければならない (野口, 2002)。番組では、その物語を受け取る他者がDJであり、他のリスナーである。DJは受刑者のメッセージに対して、「自分を認めてもらった」と感じてもらうようなやり取りを重視していた。

(受刑者は) 自分の言ったことに対して私たちが何らかの答えを出しますよね。多分、勇気づけられると思うので。(中略) やりとりしながら自分のことについて、これだけ語ってくれるっていうのは私達からすると誰なのかわかりませんがね。それは存在を認めてもらったと思うんじゃないでしょうかね。これは確信していますけど。

(村松氏, 2021-9-25 インタビュー)

このように相手への承認を基本とするこの番組のDJの姿勢は、受刑者がメッセージを投稿する動機にもつながっているとみられる。

ただし、ここで注意しておきたいのは、受刑者

の寄せるメッセージの内容、語られる自己の物語には、事実とは異なる内容が含まれているかもしれない。実際に受刑者やDJへのインタビューでもその可能性が指摘された。自己物語論では、語られた出来事が事実か想像か、真実か偽りかは問われず、むしろ出来事の並べ方、物語の構成に関心が払われる (Bruner, 1990=1999)。番組においても、DJは「書いてきたことを信じてやる。うそだと言って向かっていったら誰も本音は言わない」(村松氏) という姿勢であり、書いてある内容が実際とは異なっているとしても「本当にそうなるように」との思いでコメントしているという。

また、DJだけでなく、リスナーである受刑者も他者のメッセージの真偽を問わない様子が見られた。「嘘を書いているっていうよりも、自信はないけれどそういう気持ちが全くないわけじゃないんだと思う」(C, 40代女性) という解釈や、「嘘でもほんとでもいいんです。(中略) 感動させてくればいい」(E, 60代女性) と想像上の他者に共鳴して自分の心が動く瞬間をむしろ重視していた。受刑者も他者のメッセージの真偽はわからずとも、書き手の思いをさまざまに解釈していた。このようなDJや他のリスナーの「他者の語る物語を無条件で受け容れる」(加藤, 2022: 185) 態度が、メッセージの書き手に対して、自身の人生に対する願望や希望を含めて自己を物語ることを促していると考えられる。

DJとリスナー、リスナー間の承認を基本としたコミュニケーションからは、二つのレベルのケアが見えてくる。第一に、物語として語られる自己が肯定されることでのケアである。それはたとえ更生につながる物語でなくても、語り手に対して自己を肯定される喜びや安心感を与える。第二として、物語が語り直される中で、語り手がより良く生きるための新たな物語が立ち上がってくる可能性が挙げられる。Maruna (2001=2013) は、罪を犯した者が再犯をしない状況を維持するためには「彼らの波乱に富んだ過去が、どのようにし

て、現在の立ち直ったアイデンティティへとつながっているかを（自分と他人に対して）説明するために、一貫した信用に足る自己物語を必要とする」（Maruna, 2001=2013: 19）と指摘する。犯罪を継続している者としていない者の自己物語を比較したときに、前者は置かれた環境のために自分を変える力はないと感じているのに対して、後者は過去の意味をとらえ直し、「これまで経験してきたすべてのおかげで、私は今、こんなふうになれた」とポジティブに転換し、自身の人生に対する主体性を獲得していたという。このように自己物語は、語り直されることによって、犯罪を断ち切った自己に向かう可能性もある。このとき、語られる物語を聞き届け、承認するというDJや他のリスナーの行為は、語り手が犯罪や暴力の連鎖を抜け出す手助けとなるケア・コミュニケーションとして位置づけられると考える。

5.2.3 聴取を通じたケア・自己物語の構築

このように自己の物語を語り、他者に承認されることがケアにつながる可能性がある一方で、聴き手である他のリスナーも、DJもその物語を受け取ることによって、ケアされているといえる。リスナーは他者のメッセージ、それに対するDJのコメントを媒介に心の内でさまざまな感情を巡らせていた。「みなさんの声を聴くのが楽しい。いろいろな考えがあるんだなあ。面白い話も、生活している中で同じように戦っているんだとか」（A, 70代女性）などというように、他者のメッセージに自分を重ねていた。この過程は、聴いているだけのリスナーが他者の自己物語を参照しながら、自身の物語を作り上げていく過程だともいえる。

また、DJも単にケアを与える側として存在しているのではない。DJにとって「一生懸命書いては消して、消しては書いて」（渡辺氏）を繰り返されたメッセージを受け取ることは、作り手としてのやりがいにつながっている。リスナーに

よって役割を与えられ、DJとしての存在価値を感じている点で、ケアされる側でもある。

普段、番組やっけていてもそんなに濃い内容のメッセージ、書き直してみたいなメッセージは来ないものですから。（中略）いろんな考えに触れることによって、この人は何を言いたいのだろうとか、そういう「リクガメ」をやっていなかったら感じられなかった感情とか答え方っていうのは、絶対に生まれていると思います。とにかく、そんなことがあるんだっていうような経験をしていらっしやる方も結構いらっしやるので。

（渡辺氏, 2021-9-10インタビュー）

このようにDJの渡辺氏はメッセージに対して、どう受け止め、どう返すかを考えることで、自身の考えや言葉の深まりを実感していた。このことは受刑者に対する認識の変容にもつながっている。もともとは「犯罪者は犯罪者」という思いがあったが、「僕たちと同じような言葉を使い、同じような考えを持っていて、何か踏み外して、こういう運命になってしまった」と考えるようになり、罪を犯した人びとに対して、その犯罪的な側面だけでなく、個々の人間性に思いを至らせるようになったという。DJ自身も受刑者のやり取りの中で、これまで生きてきた中で培った考えや価値観の省察と刷新を行っているといえる。

DJは自身の経験から、仮に番組が所内だけでなく、所外に放送されて地域住民が聴くことができるようになれば、受刑者に対する偏見や差別の解消につながる可能性も実感していた。一方で、所外に放送するにあたっては、被害者感情、厳罰的な市民感情への配慮が必要となる。したがって、番組で紹介するメッセージも、広く一般の人に受け入れられる内容を選別していくことになるだろう。DJは、番組内で受刑者に率直な思いを表現してもらうことを重視しており、外部の不特定多数の人が聴いていることを意識して「言いたいこ

と言えないのは、本末転倒」(渡辺氏)になるという考えであった。自己物語の構築という視点からみれば、語り手が「他者からの評価と査定」を意識することで、語りに一定の枠がはめられ、「無難な語り」の生産につながる(野口, 2002)。放送を所内に限定した番組では、メッセージの選別過程におけるDJからリスナーへの評価と査定は存在するものの、番組の放送を所内に留め、評価と査定を下す他者が不特定多数となることを回避することで、新たに生まれる物語もあると考えられる。

6 本研究の意義と課題

刑務所ラジオはリスナーにとって自己を省察し、物語る場となりうるのかという本研究の問いに対し、リスナーはメッセージの投稿を通じて自己を語り、他のリスナーもその物語を聴きながら思いを巡らせ、自らの物語の種としている可能性が示された。それを可能にしているのが、メディアという非対面、匿名の空間において出会う他者から捧げられる「承認」であった。番組のコミュニケーションは、受刑者が語る自己を肯定することで喜びや安心感を与えるとともに、語り手がより良く生きるための新たな自己物語を構築する可能性を有しているという点で、ケアとして位置づけることができる。本研究の意義は、メディア上における、自己を語る行為とケア・コミュニケーションの接続点として、物語として語られた自己に向けられる他者による無条件の承認という行為を示したことにある。

ただし、本研究は受刑者の語りの変化の過程を分析したものではないため、番組で自己物語が語り直される中で、実際に更生に向けた物語が立ち上がっていると明示するには、さらなる研究を要する。またメッセージの中には、自己物語の体をなさないもの、複数の出来事を筋立てるなどの痕跡がみられないものがあることも留意されたい。

書くことに困難を感じているリスナーに対しては、一言だけメッセージを添えるなど、投稿しやすい形式を考える必要もある。なかなかリクエストが採用されないリスナーに対する配慮も考えていかねばならない。筆者の調査した他の事例では、なるべく多くの人が採用されるよう、一人あたりのリクエストの回数を制限するケースもあったが、どのような形での配慮がより良いのかは検討を要する。刑務所ラジオという場を、自己物語を語る場、新たな物語を生み出す場とするためには、現状のプログラムの再検討も求められる。

本研究の限界として、受刑者に対する質問紙調査とインタビューでは、番組を積極的に聴取している者が回答しているため、番組の肯定的な側面が示されたと考えられる。一方で番組参加に消極的な受刑者がいる背景は十分に検討することができなかった。さらに、本研究は刑務所ラジオの一つの事例について、その可能性や意義を検討したものであり、各刑務所の番組はそれぞれDJの態度やリクエストメッセージの形式が異なるため、他の事例も含めて検討を進めていく必要がある。今後、異なる調査手法や分析方法を用いて、刑務所ラジオの機能を多面的に検討していくことは、受刑者の更生に向けた生活の向上にラジオが寄与することにつながると考える。

注

- (1) NOBU (2017) 『いま、太陽に向かって咲く花』ユニバーサルミュージック, UPCH-5916.
- (2) LiSA (2020) 『炎』SACRA MUSIC, VVCL-1752.

参考文献

- Anderson, H. (2012) *Raising the Civil Dead: Prisoners and Community radio*, Peter Lang.
- Anderson, H. and Bedford, C. (2017) *Theorising the many faces of prisoner radio: developing a*

- holistic framework through process and product*, Media International Australia Vol. 164(1), pp.92-103
- 浅野智彦 (2001) 『自己への物語論的接近—家族療法から社会学へ』 勁草書房.
- Bedford, C. (2018) *Making Waves behind Bars: The Prison Radio Association*, Bristol University Press.
- Bruner, J. (1990) *Acts of meaning*, Harvard University Press. (岡本夏木, 仲渡一美, 吉村啓子訳, 『意味の復権 フォークサイコロジに向けて』, ミネルヴァ書房, 1999.)
- 藤竹暁 (2009) 「ラジオは人間の鼓動を伝える」, 『マス・コミュニケーション研究』 74, pp.65-74.
- 林香里 (2011) 『〈オンナ・コドモ〉のジャーナリズム ケアの倫理とともに』 岩波書店.
- 引地達也 (2020) 『ケアメディア論—孤立化した時代を「つなぐ」志向』 ラグーナ出版.
- 菅田賢三 (1962) 「自主放送の現状と反省」, 『矯正研究論文集Ⅱ』 2号, pp1-2.
- Human Rights Watch (1995) 『PRISON CONDITIONS IN JAPAN』 <<https://www.hrw.org/reports/1995/Japan.htm>> (参照日: 2023年10月30日)
- 金山智子 (2020) 「ケアメディアとしてのラジオ—コロナ禍に求められるケア・コミュニケーション」, 『情報科学芸術大学院大学紀要』 12, pp.78-86.
- 加藤晴明 (2015) 「自己メディア論から地域の自己メディア論へ」, 『中京大学現代社会学部紀要』 9巻1号, pp.1-32.
- (2022) 『メディアと自己語りの社会学』 22世紀アート.
- Kiernan, G (2021) *Exploring Prison Podcasts: Storytelling as a means to Recovery*, University of Twente, Master's thesis, <<http://essay.utwente.nl/85780/>> (参照日: 2023年10月30日)
- 木下康仁 (2003) 『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い』 弘文堂.
- 北村日出夫 (1999) 「ラジオ, 二〇世紀のメディア意味空間の「原点」: 《音・声》をモチーフに」, 『マス・コミュニケーション研究』 55, p29-43.
- 小玉美意子 (2012) 『メジャー・シェア・ケアのメディア・コミュニケーション論』 学文社.
- 真鍋昌賢 (2007) 「ラジオと高齢者」, 小川伸彦・山泰幸編 『現代文化の社会学入門』 ミネルヴァ書房, pp.233-249.
- 松本佳久子 (2005) 「ストレスマネジメントにおける音楽の可能性について—非行臨床における「大切な音楽」の語りから」, 『更生保護』 56巻10号, pp28-31.
- (2019) 「受刑者グループへのナラティブ・アプローチの試み: 「大切な音楽」の語りと沈黙における意味生成と変容」, 音楽心理学音楽療法研究年報」 48巻, pp4-7.
- 毛利真弓・藤岡淳子 (2018) 「刑務所内治療共同体の再入所低下効果—傾向スコアによる交絡調整を用いた検証」, 『犯罪心理学研究』56巻1号, pp.29-46.
- 村崎誠三 (2018) 「苗穂ラジオステーションの取組について」, 『刑政』 129巻2号, pp.36-45.
- 野口裕二 (2002) 『物語としてのケア—ナラティブ・アプローチの世界へ』 医学書院.
- 小川明子 (2015) 「地域メディアとストーリーテリング—地域メディア研究のあらたな展開に向けて」, 『メディアと社会(7)』, pp.43-60.
- (2016) 『デジタル・ストーリーテリング声なき想いに物語を』 リベルタ出版.
- Ong, W. J. (1982) *Orality and Literacy-The Technologizing of the World* (桜井直文, 林正寛, 糟谷啓介訳 『声の文化と文字の文化』, 藤原書店, 1997)
- Prison Radio International (2021) 『International Prison Radio Impact Report 2021』 <<https://pra.h2hprojects.com/wp-content/uploads/>

- Prison-Radio-International-Annual-Snapshot-2021-v3-lo-res-digital-single-page.pdf>(参照日: 2023年10月30日)
- Ricœur, P. (1983) *Temps et Récit I, L'intrigue et le récit historique*, Seuil. (久米博訳, 『時間と物語 I』, 新曜社, 1987.)
- 坂上香・アミティを学ぶ会編 (2002) 『アミティ「脱暴力」への挑戦—傷ついた自己とエモーショナル・リテラシー』日本評論社.
- 坂上香 (2022) 『プリズン・サークル』岩波書店.
- 坂田謙司 (2019) 「限定された空間とメディアの社会史研究に向けて—刑務所と「新聞」「ラジオ」はどのような関係を生んできたのか」, 『立命館産業社会論集』54巻4号, pp.107-121.
- Maruna, S. (2001) *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association. (津 富宏, 河野荘子監訳, 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者のナラティブから学ぶ』, 明石書店, 2013.)
- Wilkinson, K. and Davidson, J. (2008): *An Evaluation of the Prison Radio Association's Activity: The West Midlands Prison Radio Taster Project*. The Hallam Centre for Community Justice, Sheffield Hallam University.
- やまだようこ (2000) 「人生を物語ることの意味—なぜライフストーリー研究か?—」, 『教育心理学年報』39巻, pp.146-161.
- 安田恵美編(2020) 「刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさと当事者の声にもとづく支援」, 『URP「先端的都市研究」シリーズ18』

書評

遠藤薫・山田真茂留・有田伸・筒井淳也編

『災禍の時代の社会学

——コロナ・パンデミックと民主主義』

(東京大学出版会, 2023年, 四六判, 309頁, 2,600円+税)

東京農工大学 岡野一郎

Tokyo University of Agriculture and Technology Ichiro OKANO

本書は一言でいえば、「コロナ禍について社会学で何がわかるかについて書かれた」本、そして「コロナ禍を通して今の社会がどうなっているかわかる」本である。そして目の前の問題について明確に社会学の「視点」を示している点で、かっこうの社会学入門書にもなっている。この本の中で、コロナは言わば「狂言回し」であり、コロナを通じて社会の長期的・短期的な特徴があらわになっていく。それは、コロナ自体は何も変化をもたらさないということではなく、コロナを通じて見えてきたことを手掛かりとして、私たちは社会を変えていけるかもしれない。コロナがどのような歴史の「転轍手」となり得るのか、それこそが本書が発する大きな問いなのではないだろうか。

本書は3部構成で、第1部は、まさに「コロナを通じて明らかになった社会の諸相」特に非正規雇用やジェンダーの問題が、コロナを通じていかに顕在化したかが明確に論じられている。

第1章は雇用格差を扱う。新自由主義的なフレキシビリティへの要請が非正規雇用の流動化に

よって満たされている日本において、いかに企業のレベルではなく社会のレベルでスキルの流動化に対応できるかが、コロナ禍の中から課題として現れていると著者は述べる。グローバル化の中でも企業社会日本がしっかり生き残っていること、そしてその代償をいかに社会的弱者が払っているかを本章は明らかにしている。

第2章はジェンダー格差を扱う。コロナ禍で導入が進んだリモートワークは男性が就いている職業に向いており有利に進んだ一方、女性はサービス業では行動制限により失業し、医療では感染リスクにさらされた。一方家庭で過ごす時間が増えることで、ストレスの増加、DVの問題に加えて、女性にとって情緒的に重要な家庭外の様々なつながりが絶たれることになった。どれもコロナ以前からそもそも存在した問題であり、それがコロナで顕在化したのである。

第3章は教育政策である。コロナの初期に行われた一斉休校とそれに続いて議論となった「九月入学論」を題材として、著者は「薄甘い教育理念」

に基づく政策を批判し、ソフト・アカデミズムとエビデンスの提示が重要とする。評者もエビデンスに基づく政策の必要性に賛成だが、一言加えるならば、「すでに存在している知を、人々にわかりやすく伝え、教授する」だけでなく、科学が社会に開かれたものになること、すなわち科学の民主化が必要であろう。

第4章は住宅問題である。日本では持ち家志向が強いが、世界的にはこれは自己責任丸投げの新自由主義的な政策の産物であるという。持ち家志向は個人個人を分断し、コロナによって多数の人々が住居を追われた。著者はデータから住宅費負担率の高さと生活満足度の低さの相関を指摘し、新築持ち家が主流である社会からの脱却を提言する。都市計画も民間主導、労働者の住居も企業まかせという従来からの政策の問題点をコロナが表にさらしたということであろう。

第5章はコロナ禍と自殺、特にその男女差の問題を扱う。著者はデュルケムを参照しつつ、仕事を通して社会に深く組み込まれていない日本の女性にとっては社会関係資本の増加が利益をもたらすが、男性には集団本位的な過剰な結束（過労自殺等）をもたらすと述べ、このことから、コロナ禍による行動制限が女性全般の自殺率上昇をもたらしたのではないかと論じる。特に本章では女性の労働時間と社会関係資本の関係に踏み込んでいる点が興味深く、説得力を感じた。

第II部の各章は、コロナ禍対策をめぐって議論された、民主主義の危機の問題を扱っている。

第6章はコロナ禍と権威主義の問題を検討する。意識調査の結果によれば、中国・ロシア・米国のコロナ対応に対する評価が低く、デジタル権威主義の優位性は見られない。移動の制限やビッグデータの活用にはかなり肯定的だが、このことは中国の政策への評価にはつながっておらず、政府による管理には否定的である。人々は権威主義にもばらばらな自己責任にも抵抗を感じているのだ。何より重要なのは、情報公開により説明責任

を果たしたうえでの規制ではないだろうか。

第7章は政府による介入主義を考える。政府セクターによる介入政策は、これまでの新自由主義の潮流と相反するよう見える。ただコロナ対策において現れたのは場当たりの政策と自粛要請であり、これは個人を自己責任へと追い込む新自由主義施策と共鳴しあうものだったと論じる。おそらく欧米では一般的に新自由主義はコロナ対策としては機能しないのではないかと。それに対して日本では、人々の大きな犠牲を伴う自助努力によってこれらを両立させてしまったということではないだろうか。

第8章は、ロシアのウクライナ侵攻とヒトラー政権の誕生過程の類似点に着目し、現在台頭しつつあるポピュリズムを民主主義の実現へとつなぐために、議会制の機能の確保、経済成長と平等化と並んで、社会関係資本の活性化と公共性の育成が重要であると論じる。そのために必要なのは、評者が思うに、職場、家庭、大学など、政治以外の多様なネットワークにおける多様な民主化ではないだろうか。

ユニークな第9章は、学校で教える小論文のタイプを比較検討する。米国の個人主義的なエッセイ、フランスの公益を優先させ弁証法的展開を求めるディセルタションに対して、日本の感想文教育では間主観性を養うことが目指されるという。この感想文教育とコロナ禍への日本人の対応を結びつけているのは興味深かった。日本で論証を求めるのは小論文であるが、ここにエッセイ、ディセルタション、そして感想文を弁証法的に乗り越える可能性があるのかもしれないと感じた。

第10章は、諸個人の自由・平等という理念が浸透する一方、集合的アイデンティティへの志向が強くなっている状況を考察する。価値や利害より単なる属性で結びつく傾向を著者は新型集団主義と呼び、ロシアとウクライナの戦争も同様だという。そして日本が権威的な宗教的・倫理的な基盤なしに何とかなってしまっている状況について、

新型集団主義をかいくぐる方途を示唆している。評者としてはその可能性は、日本における再分配／不平等の問題の克服にかかっていると考える。

第11章は、もともと近代民主主義的社会制度の形成を牽引してきたはずの文系学問において、共有しうる知識の探究への志向が低下し、研究が些末化している状況に切り込み、文系学問が何らかの徳性を担うこと、異質な利害や文化を含む共同体をいかに構築するかを示すこと、そして民主主義を担う政治理論の発展が必要だと述べる。文系だけではなく、理系学問もまた、科学技術という形の複合体へと変貌するとともに短期的な成果にこだわり、真理の解明の喜びを失いつつある。理系文系を含めた学問の、政治や経済に対する自律性が必要になっているのではないだろうか。

第Ⅲ部は、具体的な問題に直結した第1部、理論的な第2部を受けて、未来を展望する。

第12章はコロナ禍中の調査に基づき、ケアの価値が評価されない一方で、そこから生じるひずみが女性にしわ寄せされていることを明らかにする。その原因は、公共領域から切り離された近代家族の成立と性別役割分業、およびそれを前提とした社会科学の理論構造にある。ここから、環境問題と同様、ケアを経済に内部化した新しい経済の概念が必要になる。コロナ禍がケアの再家族化を引き起こすことで、ケアの脱家族化の必要性を再確認させたという著者の議論は説得力がある。

第13章は、ポストコロナ時代におけるモビリティーズ・スタディーズの可能性を論じている。モビリティーズの特徴の一つが「予測不可能でまったくコントロールできない、予期せぬ不均衡をとともなうモノとコトの生産のありよう」であるとすれば、その記述は困難を極めよう。本章は社会科学諸理論の相互関係と動向を、モビリティーズという観点から俯瞰的に位置づけたものと考えられ、そのこれからの成果に期待したいと思う。

第14章は民主主義のアップグレードを提案する。一つは二次の投票という仕組み、もう一つは

AIに支えられたオンラインの意見交換の仕組みである。確かに複数記名投票の採用は一考に値する。現状の国政選挙のような単記投票方式は投票者の意見の多くを反映しそこなうからである。方式はよく知られたボルダールールなど多様なものを検討すべきだろう。Pol.isは興味深いシステムだが、AIが人間の熟議をどこまで理解できるのか（キーワードを拾い集める程度にならないか）が検討課題であろう。

第15章は社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とAIの関係を考察している。インターネットやSNSは特に橋渡し型の社会関係資本を弱体化し、社会的分断を進める傾向にあるが、AIが結束型に傾斜してレコメンドすることでこれが加速され、民主主義が機能不全に陥りつつある。著者は対策として、AIが進化して橋渡し型の人や集団をレコメンドし、それを人々が信頼するようになれば分断は緩和されるとする。AIが果たして民主主義の擁護に向けて進化しうるのか評者には判断できないが、そのようなAIがいつそう強力な監視の道具になったりはしないのか、また基本的に中身がブラックボックスであるディープラーニングAIを我々が信頼するとはどういうことなのか、学際的な研究が待たれるところである。

第16章は、改めてコロナ禍の背後にある大きな歴史の流れを展望する。コロナ禍の背後には何よりグローバリゼーションの流れがあり、市場の世界化による移動の増大が動物由来感染症の拡大をもたらした。コロナ禍による厳しい行動制限により心理的孤立が広まり、自殺も増加したが、このような傾向も20世紀後半以来社会関係資本の低落として続いてきたことである。そんな中、著者はコロナ禍の経験をふまえ孤立感の殻をのりこえ、他者を信頼し、語り合うことから始めたいと書く。全体を総括すると思われる本章の示す方向性に、評者もまったく賛同する。

以上見てきたように、本書はコロナ禍を出発点として民主主義すなわち編者の言う「誰も取り残

さない世界」の未来を見つめる一步一步を積み上げてつくられている。本書を通じて、コロナの背後に何があるのか、そして社会学者はそれをどう

見ているのかを、多くの人が知る機会になればと願っている。

書評

ユッシ・パリッカ著，梅田拓也・大久保遼・近藤和都・光岡寿郎訳 『メディア考古学とは何か？

——デジタル時代のメディア文化研究』

(東京大学出版会，2023年，A5判，288頁，3,800円＋税)

立命館大学 飯田 豊
Ritsumeikan University Yutaka IIDA

本書は，2012年に刊行された*What is Media Archaeology?* (Polity) の全訳である。これに先立って2023年には，同著者による『メディア地質学——ごみ・鉱物・テクノロジーから人新世のメディア環境を考える』(太田純貴訳，フィルムアート社，原著は2015年)も翻訳されている。この2冊によって，パリッカの名前は一躍，日本でも広く知られるようになった。

メディア考古学の起源は1980～90年代まで遡るものの，日本では2015年，エルキ・フータモ『メディア考古学——過去・現在・未来の対話のために』(太田純貴訳，NTT出版)が刊行されたことを大きな契機として，メディア考古学を標榜する歴史研究の成果が相次いで登場している。とはいえ，そもそも2000年代以降，日本のマス・コミュニケーション研究やメディア研究に占めるメディア史研究の割合はきわめて大きく，メディア考古学との違いは必ずしも明瞭ではなかった。

したがって，日本において「メディア考古学とは何か」という問いは，まずもって，すでに国内

外で豊富な蓄積があるメディア史研究との関係性を整理することに等しかった。佐藤卓己は『メディア論の名著30』(ちくま新書，2020年)のなかで，「私をふくめメディア史の第一世代は，まずメディアの俗説を改め，「正史」に近づく必要がせまられていた。メディア史というジャンルがまだ確定されていなかったためである。考古学であるより現代史の立ち位置を優先することになった」という。こうしてメディア史とメディア考古学の連続性を強調したうえで，キャロリン・マーヴィンやヴォルフガング・シヴェルブシュの仕事メディア考古学の先駆的著作と位置づけている。

さて，『メディア考古学とは何か?』では，まず，映画以前あるいは初期映画の技術に焦点をあてた視覚・映像文化研究，ミシェル・フーコーによる知と文化の考古学，そしてフリードリヒ・キットラーを中心とするドイツ語圏のメディア理論など，メディア考古学を構成する「複数のバックグラウンド」が網羅的に紹介されている。パリッカは，佐藤が挙げたマーヴィンやシヴェルブシュを含めて，ヴァルター・

ベンヤミンやマーシャル・マクルーハン、ジョナサン・クレーリーなどを、メディア考古学の先駆者として位置づけている。そして、視覚・映像文化研究のみならず、たとえば電信や電話などに関する丹念な歴史研究の成果を幅広く参照しつつ、「想像上のメディア」や「ノイズ」といった視点から、こうした知見のオルタナティブな読み方を提案している。

こうしてパリッカは、メディア理論やメディア史の古典として日本でも馴染みがある研究群が、メディア考古学という構想のなかでどのように再解釈できるのか、きわめて明快に示している。したがって、メディア考古学という視座と経験的なメディア史研究との接続を考えるうえで、本書は有力な道標になっており、この問題に終止符を打ったといっても過言ではない。

それに対して、歴史学に強く立脚したフータモとの方法論的差異でもあるのだが、パリッカは、ジル・ドゥルーズとフェリックス・ガタリの議論などを援用しつつ、情動論 (affect theory) や新しい唯物論 (new materialism) といった、新しい文化研究を支える思潮との接合を目指している。それゆえ本書は、ドイツ語圏のメディア理論と英語圏の文化研究を積極的に架橋する試みでもある。ただし、パリッカ自身、「解釈し、理解し、批判する」という伝統的な人文学や批判理論の道具にはさほど興味がなく、それらを使い、誤用し、変調すること」(p.228, 傍点原文ママ) に関心を向けているといい、理論的な整理がどこまで達成できているといえるか、評価が分かれるところであろう。

さらに本書では、メディア考古学に関わるこうした新しい理論と、メディア・アートに代表される創造的な実践を有機的に結合すべく、アーカイヴという概念の重要性を主張している。パリッカは「アーカイヴは歴史、記憶、権力の場所としてよりも、記憶のためのダイナミックで時間的なネットワーク、ソフトウェア環境、社会的なプラットフォーム、そしてリミックスの場としても再定義されつつある」(p.21, 傍点原文ママ) といい、「メディア考

古学、第二幕」の必要性を宣言する。

目まぐるしく変化する現在のデジタルメディア文化を捉えるためには、2012年に刊行された本書の議論とのタイムラグには注意しないとイケない。とはいえ、日本では2010年代なかばになって情動論⁽¹⁾や新しい唯物論⁽²⁾が本格的に受容されたこと、また近年、ビデオ・アートやメディア・アートに関するアーカイブズが充実しつつある⁽³⁾ことなどを踏まえると、日本では今こそ、本書を深く読解するためのバックグラウンドが整ったと捉えることもできる。

2022年8月、25周年を迎えた「文化庁メディア芸術祭」が次年度の作品募集をおこなわないことを発表した。メディア・アートの国際公募展として実績を積み上げてきた本芸術祭が、実質的に終了した一方で、今後はアーカイヴの充実および日本発コンテンツの海外発信などに主眼を置くという。その具体的な取り組みを含めて、日本のメディア・アートが今後どのように展開するのか定かではないが、メディア考古学の「第二幕」に資する場として機能することを願いたい。

注

- (1) 伊藤守『情動の権力——メディアと共振する身体』(せりか書房, 2013年), 同『情動の社会学——ポストメディア時代における“マイクロ知覚”の探求』(青土社, 2017年)など。
- (2) 『現代思想』2015年6月号が「新しい唯物論」特集を組んでいる。また、メディア研究との接点として、北野圭介編『マテリアル・セオリーズ——新たなる唯物論にむけて』(人文書院, 2018年)など。
- (3) 評者は近年、慶應義塾大学アート・センターが整備しているアート・アーカイブズ「中嶋興/VICを基軸としたビデオアート関連資料のデジタル化・レコード化」を利用するとともに、この事業に微力ながら協力している。評者はこの経験を通じて、パリッカのアーカイヴ概念に対する理解が深まった。

書評

猪原健弘 著

『入門 GMCR

——コンフリクト解決のためのグラフモデル』

(勁草書房, 2023年, A5判, 288頁, 3,000円+税)

群馬大学 岩井 淳
Gunma University Atsushi IWAI

近年注目される視覚的な社会数理モデルThe Graph Model for Conflict Resolution (GMCR) の入門書である。高年次の学部生・大学院生の1単位科目(7コマ程度)のテキストとして執筆され、図1の構成をもつ(灰色の点線と記号は後述参照)。ゲーム理論がもつ問題解決の手段としての側面に注目して、その理論構成を組み直した学術書とも捉えられる。着目問題(コンフリクト)の状態遷移等をグラフ型の表現メディアの採用で視覚的に説明している。書籍を通じて、なぜその数理が問題解決に関連するのかを自然に感じられてくる。

序章	ようこそ, GMCRの世界へ!	
第1章	グラフモデルで表現できるものは何か	P1
第2章	合理分析とは何か	P2
第3章	合理分析の結果から得られる示唆は何か	
第4章	効率分析とは何か	P3
第5章	効率分析の結果から得られる示唆は何か	
第6章	提携分析とは何か	P4
第7章	提携分析の結果から得られる示唆は何か	
終章	GMCRの展開	

図1. 本書の章構成

GMCRの特徴と本書におけるその解説の特徴を順に紹介したい。

GMCRはコンフリクトを扱うグラフ型の表現形式をもつ。通常はグラフの下に選好情報の表現を伴うが、まず上部のグラフを要約する。

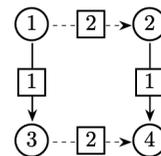


図2. 囚人のジレンマの例(本書p.30より)

図2は主体1と主体2の囚人のジレンマに関する表現例で、①, ②, ③, ④の円はCC, CD, DC, DDの状態に対応する。主体の行動変更で遷移が可能な場合に状態間に矢印を引き、その上に印として主体名を四角で示す。①から③への矢印に①を付するのは主体1がCCからDCへの遷移を実現できることを示す。矢印の実線や点線等の違いは対応する主体の強調であり(図2では実線が主

体1), 本質的な違いではない。③から①への矢印がないのは, 主体1に自白から黙秘への変更を想定しない趣旨(不可逆)の反映であり, 想定する(可逆)ならば逆向きの実線矢印を加える。主体名の□は, 2本の矢印の上にまとめて1つ付す。

図3は, グラフの下に伴われる選好情報の表現で図2の例に対応する。主体ごとに行の左から右に選好順位が下がる方向で列挙して表す。

主体の選好	もっとも好ましい ← もっとも好ましくない			
主体1	③	①	④	②
主体2	②	①	④	③

図3. 選好の表現(本書p.30より)

GMCRでは, コンフリクトがもつ状態遷移の構造の違いを視覚的に表現できる。詳細は省略するが, 図4は囚人のジレンマ(可逆)を多段階の行動を含むよう拡張した問題についてのグラフ部分である。図2を斜めにして横に複製した構造が見て取れる。

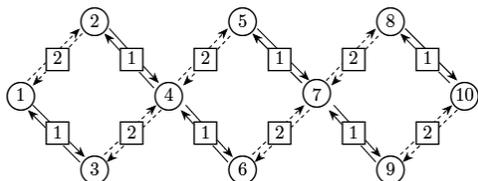


図4. 囚人のジレンマの拡張例(本書p.31より)

本書におけるGMCRの解説は, 上述のようなGMCRの特徴を図1 P1の第1章で説明し, 続くP2, P3, P4で, そのGMCRにおける合理分析, 効率分析, 提携分析の方法を説明する構成である。

P2はNash均衡, P3はパレート効率性の概念に関連する。細かくは, P2では, STR, Nash, GMR, SMR, SEQの5つの相互に関連する均衡概念を導入して用いる。P3では, U, E, UMEP, wEの4つの相互に関連する効率性概念を導入して用いる。

P4は, 提携ゲームの概念に関連する。P2の均衡概念と同期するCSTR, CNash, CGMR, CSMR, CSEQの均衡概念が加わる。P4に至り, 合理分析,

効率分析, 提携分析の結果を表に要約できるようになる。図5は囚人のジレンマ(可逆)の場合の例であり(ここでは4つの効率性概念は同値で1列), ④のDDの状態が提携分析では均衡にならないことが見て取れる。

状態	合理分析における均衡					提携分析における均衡					効率性
	STR	Nash	GMR	SMR	SEQ	CSTR	CNash	CGMR	CSMR	CSEQ	
①			✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓
②											✓
③											✓
④	✓	✓	✓	✓	✓						

図5. 選好の表現(本書p.224より)

本書の各説明は非常に詳細で丁寧であり, また複数のQRコードを介したWeb資料へのリンクが提供されている。P2以降は数学的説明が次第に高度になるが, 各数式もP1のGMCRの用語で説明され定式化されていくため, 当初の視覚的な理解と重なり判りやすい。加えて, P2からP4の議論は, それぞれコンパクトな数理概念を軸とし, 説明順序も相互に同期する仕組みになっている。このため, 章を追うごとに展開を予想できるようになり, 読む速さがむしろ増すような印象だった。

本書で学ぶ学生は, 高度な内容を効率よく学ぶだけでなく, 学問的な関心を維持しやすいとも考える。ゲーム理論等の社会数理を志す学生は, しばしば社会で出会う問題の解決技法に関心がある。しかし, 例えば, 一般的なゲーム理論の書籍で, 混合戦略のNash均衡をその確率計算と共に学んでも, 現実問題でサイコロを振るわけではないので, すぐには問題解決の示唆を得たと感じにくいかもしれない。コンフリクト解決を中心とする本書に出会う学生は, その意味で幸運かと考える。

最後に, 本書は重厚な内容をもつため, 僭越ながら, 1単位科目でなく2単位科目のテキストとしても適切であるように感じられた。別資料と組み合わせることで, さらに多様な分野の授業で利用できるようになることも予想する。

社会情報学会 「社会情報学」投稿要綱

(目的)

第1 本学会誌は、社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し、社会情報学の確立と発展に寄与するため、独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

(投稿者の資格)

第2 和文誌の投稿者は、単著の場合は学会員に限る。共著の場合は、筆頭著者が学会員でなければならない。

(投稿原稿)

第3 投稿原稿については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、原著論文、研究、展望・ノートとする。
- (2) 投稿原稿は、オンラインにより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いた査読用原稿ファイルを提出する。
- (3) 投稿原稿は、題材および内容が本学会誌の目的に合致するものでなければならない。
- (4) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても、その記述方式は、原則として執筆要領に準ずるものとする。また、審査の結果により修正原稿を提出する場合も、執筆要領に従うこととする。
- (5) 投稿原稿は、本学会の主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等（以下、「学会大会等」）で公表したものが望ましい。学会大会等で公表した原稿を投稿する場合、それらの場で発表済であることを明記することが望ましい。
- (6) すでに、他学会の雑誌論文等に投稿したものの、単行図書・単行図書所収論文・博士論文またはその一部をそのまま投稿してはな

らない。本学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

- (7) 前項の規定にかかわらず、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパーとして公開済の論文およびプレ・プリントサーバ上で公開済の論文（以下、「ディスカッションペーパー等」）を投稿する場合は、以下の条件をすべて満たす場合に投稿を受け付ける。
 - a. 投稿時の投稿者からの申し出にもとづき、学会誌編集委員会が公開済の論文をディスカッションペーパー等として認めている。
 - b. 投稿原稿の文中にディスカッションペーパー等について明記されている。
 - c. 本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）について、ディスカッションペーパー等の発行元が了解している。
 - d. 本学会誌に投稿原稿が掲載された場合には、ディスカッションペーパー等の公開を中止するか、またはディスカッションペーパー等の最終版が本学会誌の掲載論文であることをディスカッションペーパー等の読者が判別できるように明記することを投稿者が確約している。
- (8) 投稿原稿中で使用する画像等について著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。
- (9) 審査により不採択となった原稿または投稿を取り下げた原稿の著者は、審査結果の通知後または投稿取り下げ後の1ヶ月の期間は、新たな投稿はできない。

(投稿手続き)

第4 投稿希望者は、本学会ホームページ上で指定された投稿サイトに、必要事項を記入の上、原稿を投稿する。

(投稿原稿の受付)

第5 原稿は随時、投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の題材および内容が、本学会誌の目的である社会情報学にかかわる諸問題に関する学術的新規性を判断できる研究の範囲外であると判断された場合、および投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。

(投稿原稿の審査)

第6 投稿原稿の審査については、以下の通りとする。

- (1) 原著論文と研究は、複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後、可及的速やかに行うものとする。審査の結果、投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合、再提出の期限は原則として1カ月以内とする。
- (2) 展望・ノートは、学会誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、学会誌編集委員会で採否を決定する。

(投稿原稿の掲載)

第7 投稿原稿の掲載については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の掲載は、学会誌編集委員会が決定する。
- (2) 投稿原稿の受付日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また、受理日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

(受理された投稿原稿の版下の作成)

第8 投稿者は、受理された投稿原稿について、所定の書式にて版下を作成し、提出するものとする。

(受理された投稿原稿の校正)

第9 受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし、英文誌については2回校正とする。なお、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

(原著論文等の別刷り)

第10 原著論文等の別刷り(50部単位)は、著者の希望により作成する。その料金は、実費とする。なお、別刷り料金の請求は、学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

(著作権)

第11 著作権については、以下の通りとする。

- (1) 掲載された原著論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会との間で協議の上、措置する。
- (2) 著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。
- (3) 著作者人格権は、著者に帰属する。著者が、自分の原著論文等を複製、転載などの形で利用することは自由である。転載の場合、著者は、その旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(要綱の運用)

第12 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第13 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年7月1日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年9月1日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2016年9月11日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年3月21日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2020年10月17日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年4月1日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年7月11日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年3月26日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年5月16日より施行する。

社会情報学会 「社会情報学」執筆要領

1. 原稿言語は和文とする。
2. 原稿の書式
 - (1) 原稿は横書きとする。
 - (2) 和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記す。句読点として、。を用いる。
 - (3) 和文原稿では、刷り上がりイメージと同様のフォーマット (A4判, 1行22文字×38行, 2段組み, 12ポイント) にて作成する。
3. 分量
 - (1) 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ (20,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
 - (2) 展望・ノートについては7ページ (10,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
 - (3) 審査の結果により修正原稿を提出する場合も, 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ (20,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内, 展望・ノートについては7ページ (10,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
4. 原稿の体裁

投稿原稿のうち, 原著論文, 研究は, 以下の体裁によるものとし, 展望・ノートについては, 以下に準ずるものとする。

 - (1) 原稿の1枚目および2枚目には, 原稿のタイトル, 要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので, 日本語600字, 英語250ワード程度とする。また, キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって, 日本語, 英語とも, その数は5つ程度とする。なお, 原稿の1~2枚目は分量に含めない。
 - (2) 原稿の本文は3枚目から開始し, それを1ページ目として, 以下通し番号を付す。本文後の謝辞, 注, 参考文献, 付録, 図表 (巻末に掲載する場合) をこの順に続ける。なお, 本文や謝辞等において著者が特定できる記述は避ける。
 - (3) 原稿本文は, 序論 (はじめに, など), 本論, 結論 (結び, など) の順に記述する。本論については, 章, 節, 項の区別を明確にし, それぞれ「1」, 「1.3」, 「1.3.2」のように番号をつける。
 - (4) 人名は, 原則として原語で表記する。ただし, 広く知られているもの, また印字が困難なものについては, この限りではない。
5. 図・表 (写真も含む)
 - (1) 図・表には, それぞれについて「図-1」, 「表-1」のように通し番号をつけ, また表題をつける。
 - (2) 図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。該当箇所に埋め込むことが難しい大きな図・表の場合は, 巻末に埋め込む。ただし, 掲載決定後の最終稿の提出時には, 図・表の元ファイルを本文とあわせて提出する。
 - (3) 図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は, 本文中に挿入希望箇所を明記し, 図・表は1ページに1個ずつ, 挿入指定のあるページ番号を付けて描き, 原稿の最後にまとめる。大ききの指定がある場合にはそれを明記する。
 - (4) 図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
 - (5) 図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。
6. 注

注を使用する場合は、一連番号を参考箇所右肩に小さく(1)(2)と書き、本文末尾に注釈文をまとめる。

7. 参考文献

(1) 参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の例に従って、著者の姓、発表年を書く。

例：鈴木(1986)は……、
伊藤(1986a)によれば……、
……が証明されている(鈴木・伊藤、1985)。
Tanaka et al.(1983)は、……。

(2) 本文中で参照した文献は、以下の例に従って、本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は、著者のアルファベット順、年代順に記す。同一著者の同一年代の文献は、引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎(1986a)「社会と情報」、『社会情報』1, pp.14-23。
鈴木一郎(1986b)『情報論』社会書房、240p。
Winston, P.(1981) Social Planning and Information, *Social Information Science* 6, pp.116-125。
Yamada, S. et al.(1986) *Intelligent Building*, Academic Press, New York, 445p。
山本太郎(1985)「社会情報に関する研究」、『社会情報』2, pp.32-40。
山本太郎・鈴木一郎(1985)『社会情報学』社会書房、270p。

(3) インターネット上に置かれた文献は、前各号に準拠すると共に、参考文献の記述は、著者名、発行年、タイトル、URL、訪問日付の順に記述する。なおURLにはハイフネーションを用いない。また、その文献のハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎(1996)「社会と情報」、
<<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>>
Accessed 1997, April 29
Winston, P.(1981) Social Planning,
<<http://www.abc.edu/Social/abc.html>>
Accessed 1997, April 29

8. その他疑義のある場合は、通常広く認められている書式を使用する。

9. 著作権等の権利の確認

原稿中で使用する画像等については、著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程(「投稿要綱」第11)の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。

10. 査読用原稿ファイル

投稿の際に提出する査読用原稿ファイルは、投稿原稿の原本ファイルより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いたものとする。

著者の氏名、所属などが判別可能な情報の例：
「拙著『○○』で論じたように…」

「本論文は科研費(研究代表者：△△)による共同研究の一部である」

「本調査は、著者が所属する◇◇大学の学生を対象にした」

11. 要領の改正

この要領の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要領は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要領(改正)は、2014年9月21日より施行する。

付 則

この要領(改正)は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要領（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年10月30日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2020年10月17日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年5月16日より施行する。

編集後記

本号には、原著論文2本、研究1本を掲載することとなりました。投稿していただきましたみなさま、ありがとうございます。そして、ご多忙の折にもかかわらず査読をご担当くださいましたみなさまをはじめ、本号の発行にご協力くださいましたすべての方々に、心より感謝を申し上げます。
(学会誌編集委員・第12巻3号・編集担当：山口真一)

学会誌編集委員会

委員長	伊藤 賢一 (群馬大学)	境 真良 (情報経営イノベーション専門職大学)
副委員長	河井 孝仁 (東海大学)	澤岡 詩野 (ダイヤ高齢社会研究財団)
	天野美穂子 (東京家政大学)	杉原名穂子 (新潟大学)
	猪原 健弘 (東京工業大学)	竹村 朋子 (立命館大学)
	岩井 淳 (群馬大学)	谷原 吏 (神田外語大学)
	浦田 真由 (名古屋大学)	田畑 暁生 (神戸大学)
	大野 志郎 (東京大学・副編集長)	根村 直美 (日本大学)
	岡本 香 (東京福祉大学・副編集長)	林田真心事 (福岡女学院大学・編集担当)
	河井 大介 (東京大学)	平田 知久 (群馬大学)
	岸川 善紀 (宇部工業高等専門学校)	本田 正美 (関東学院大学)
	北村 智 (東京経済大学)	溝口 佑爾 (関西大学)
	記虎 優子 (同志社女子大学・編集長)	森川 俊生 (江戸川大学)
	木本 玲一 (相模女子大学)	山口 真一 (国際大学)
	久保田茂裕 (東北文化学園大学)	渡部 春佳 (NIRA総合研究開発機構)
	駒橋 恵子 (東京経済大学)	

社会情報学 第12巻3号

2024年3月1日発行

発行 一般社団法人 社会情報学会
〒113-0001 東京都文京区白山1-13-7
アクア白山ビル5F 勝美印刷(株)内
一般社団法人 社会情報学会 事務局
TEL 03-3812-5223/FAX 03-3816-1561

編集 社会情報学会学会誌編集委員会
製作 勝美印刷株式会社

Socio-Informatics

2024 Vol.12 No.3

【Original Articles】

Comprehending Conceptual Structure in Risk Through Phenomenology

Yasufumi AMARI

Firm Characteristic Contributing to the Dispersion of Earnings Announcement Dates:
Focusing on Corporate Perceptions of Financial Reporting

Yuko KITORA

【Refereed Studies】

Communication of “Approval” in Prison Radio: Interviews with Prisoners and DJs

Miyuki HAGA

【Book Review】

Kaoru ENDO, Mamoru YAMADA, Shin ARITA, Junya TSUTSUI, *SOCIOLOGY IN THE AGE OF DISASTERS : The COVID-19 Pandemic and Democracy*

Ichiro OKANO

Jussi Parikka, *What is Media Archaeology?*

Yutaka IIDA

Takehiro INOHARA, *GMCR: An Introduction*

Atsushi IWAI

